

第2節 佐賀県佐賀市B地区

1. 佐賀県と佐賀市における水田農業

(1) 佐賀県の水田農業の特徴

佐賀県の地形は、東部の福岡県境および南部の有明海側には主に平坦地が広がり、北部の福岡県境および南西部の長崎県境は最高1,000m級の山地が連なり、そして、北西部の壱岐水道側は主にリアス式海岸と丘陵地で構成されている（第Ⅱ-2-1図）。

農業生産は、平坦地は水田地帯で米麦二毛作を中心に生産調整作物として大豆・タマネギ・イチゴ等の生産が展開しており、中山間地域および北西部沿岸地域では水稻作とミカン等の果樹類や施設園芸・肉用牛等の生産が特徴である（第Ⅱ-2-1表）。



第Ⅱ-2-1図 佐賀県地図

資料：農林水産省「わがマチ・わがムラ」
(<http://www.machimura.maff.go.jp/machi/map2/41/201/>)

第Ⅱ-2-1表 佐賀県の品目別農業産出額(上位10品目・2009年)

		(単位:億円, %)									
	佐賀県計	農産物名									
		米	肉用牛	みかん	たまねぎ	いちご	ブローラー	豚	二条大麦	大豆	アスパラガス
産出額	1,274	284	156	106	101	91	74	45	32	28	27
構成比	100.0	22.3	12.2	8.3	7.9	7.1	5.8	3.5	2.5	2.2	2.1

資料) 第57次佐賀農林水産統計年報

佐賀県における水田農業の中心は、有明海側の佐賀平野であり、その大部分が標高5m未満の新規沖積層で、有明海の干陸化過程で生じた排水路を原型にしたクリーク灌漑による水田農業が発展してきた⁽¹⁾。佐賀平野の水田農業は、1922年(大正11年)に電機灌漑が開始され、それ以降、品種改良や多肥化による近代農法が展開し、1933～35年頃にかけて「佐賀段階」といわれる収量増加により稲作単収全国一を達成した。また、第二次世界大戦後も、国営嘉瀬川土地改良事業等により北山ダムや川上頭首工を建設して灌漑水路整備

と圃場整備を進め、栽培方式を統一した稲作集団栽培の進展により、1965～66年に再び稲作単収全国一を達成し、「新佐賀段階」と称された⁽²⁾。さらに、1976年から筑後川下流農業水利事業が開始され、筑後大堰の建設により、干潮時にクリークに淡水（アオ）を取水する作業から解放され、圃場整備の進展とともに機械・施設の共同利用組織・共同作業組織等の生産組織が展開し、共同乾燥施設（カントリーエレベータ、ライスセンター）を一つの地域単位とする、現在の佐賀平野の水田農業構造の基盤が形成された⁽³⁾。佐賀平野では、こうした農業展開を背景に、水田裏作麦の生産や生産調整作物である大豆のブロックローテーションによる集団的取り組みにより、稲・麦・大豆の効率的な生産が実施されている⁽⁴⁾。

これまで佐賀県では、大規模個別農家による借地が進んでいたが、2005年(平成17年)以降は集落営農組織への急速な集積が進んでいるとされている(前掲第Ⅰ-3-4図)。2010年(平成22年)の総農家数は2万5千戸であり、2005年(平成17年)の3万8千戸から1万3千戸(▲34%)もの大幅な減少を示しており、特に、第2種兼業農家数の減少が大きい(▲49%) (第Ⅱ-2-2表)。自給的農家数は47戸減少(▲0.7%)とほぼ不変であるが、土地持ち非農家数は1万8千戸から3万戸へと1万1千戸(61%)もの大幅な増加傾向を示している。他方で、農家以外の事業体が98事業体から574事業体へと激増している。この間に農業サービス事業体が175事業体減少しており、この多くは2010年に農家以外の事業体として把握されたものと考えられるので、農家以外の事業体はこの間に300事業体程度が新設されたものと見られる。

第Ⅱ-2-2表 佐賀県の農家数、農業事業体数等の動向

(単位:戸, 事業体)

	総農家数	自給的 農家数	販売 農家数	専業 農家	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家	土地持 ち非農 家数	農家以外 の農業 事業体	農業 サービス 事業体
2005年	37,919	6,675	31,244	5,873	6,718	18,653	18,432	98	689
2010年	25,108	6,628	18,480	4,725	4,263	9,492	29,633	574	514
増減数	▲ 12,811	▲ 47	▲ 12,764	▲ 1,148	▲ 2,455	▲ 9,161	11,201	476	▲ 175
増減率	▲ 33.8	▲ 0.7	▲ 40.9	▲ 19.5	▲ 36.5	▲ 49.1	60.8	485.7	▲ 25.4

資料) 農林業センサス

経営耕地総面積については、販売農家のそれが5年間で2万2千ha減少する一方で、農家以外の事業体のそれが2万1千ha増加し、農業経営体全体では3百ha減少(▲1%)と、変化は僅かである(第Ⅱ-2-3表)。経営耕地面積のそうした変化のほとんどは田での変化であり、農家の田面積が激減する一方で、農家以外の事業体の田面積が激増している。そして農家以外の事業体の田面積のほとんどは借入耕地であり、3百haから2万haへと激増している。農家の借入耕地面積の減少は4千haであり、経営耕地面積の減少との差1万7千haは、農家の自作地の減少である。2005年(平成17年)から2010年(平成22年)にかけて、農家以外の農業事業体として把握される集落営農組織が激増し(その多くは新設)、そこに参加

する農家が土地持ち非農家として把握された結果、農家数が大きく減少する一方で、農家の農地（ほぼ全て田）が農家以外の農業事業体の借地となって表出されている。農業経営体の品目別の作付面積は、生産調整のため水稻が減少しているが、麦類、豆類が増加しており、水田面積に対する麦類作付割合は52.2%である。

第Ⅱ-2-3表 佐賀県の経営耕地、品目別作付、借入耕地面積の動向（農業経営体）

(単位:ha)

	年次	経営耕地			品目別作付面積		
		総面積	田	借入耕地 面積	水稻	麦類	豆類
農業経営体	2005	47,379	39,170	9,621	26,920	20,065	7,098
	2010	47,071	39,611	26,452	25,353	20,669	8,557
販売農家	2005	46,888	38,787	9,281	26,734	19,818	6,973
	2010	25,322	18,174	5,717	10,743	4,428	1,619
農家以外の 農業事業体	2005	476	382	340	185	247	125
	2010	21,709	21,425	20,735	14,609	16,241	6,938
'05～'10 増減数	農業経営体	▲ 308	441	16,831	▲ 1,567	604	1,459
	販売農家	▲ 21,566	▲ 20,613	▲ 3,564	▲ 15,991	▲ 15,390	▲ 5,354
	農家以外の事業体	21,233	21,043	20,395	14,424	15,994	6,813

資料) 農林業センサス

前述の通り、佐賀平野の水田地帯では生産組織が展開しているため、2005(平成17年)年時点における農業生産組織への参加農家割合（62%）が都府県平均（15%）に比べ大幅に高い（第Ⅱ-2-4表）。農家が参加している生産組織のタイプは、機械・施設の共同利用組織が最も多く、48%の農家が参加し、また作業受託組織に35%の農家が参加している。そしてオペレータとして従事する農家は11%である。オペレータを担う農家は全体の1割程度であること、共同乾燥施設の利用農家が半数程度いること、そして共同作業組織に参加しつつ組織に作業委託している農家が多くいることが推測される。それら組織のうち作業受託組織は、先述した農業サービス事業体として表されている。

第Ⅱ-2-4表 農業生産組織等への参加状況(販売農家・2005年)

単位:戸、%

	農業生産 組織に 参加した 実農家数	販売農家数に占める割合				
		参加農家 割合	参加している組織(複数回答)			オペレータ として 従事する 農家 割合
			機械・ 施設の 共同利用 組織	委託を 受けて 農作業を 行う組織	協業 経営体	
都府県	280,050	14.7	11.1	4.9	1.4	3.2
佐賀県	19,456	62.3	47.5	34.9	0.5	11.4

資料) 2005年農林業センサス

集落をベースとする組織経営体は集落営農組織として把握される。佐賀県の集落営農組織数は、2005年にすでに300超の組織があったが、2006年の経営所得安定対策の実施以降、急激に増加し、2006年から2007年にかけて、組織数で352組織、構成農家数で1万3千戸が増加し、ともに2倍以上の増加を示した（第Ⅱ-2-5表）。構成農家数の増加は前掲第Ⅱ-2-2表の農家数減少にほぼ匹敵する変化である。

また、集積面積は、農作業受託面積が減少に転じる一方で経営耕地面積が急増して、約2.7倍に相当する1万9千haが増加した。経営所得安定対策を機に、新たな集落営農組織が多数設立され、既存の組織とともにそれらの経営面積が急増し、他方でそうした集落営農組織に農家が参加することで、販売農家数が減少したといえる。なお、2007年以降は、組織数、構成農家数、集積面積ともに微減傾向にある。また法人化は進展しておらず、集落営農組織の法人割合が低いことが佐賀県の特徴である。なお、2011年（平成23年）の一組織あたり平均構成農家数は38.6戸、同集積面積は45.2haである⁽⁵⁾。

第Ⅱ-2-5表 佐賀県の集落営農組織数と集積面積の推移

単位：集落営農，戸，ha

	集落営 農数			構成 農家数	集積 面積			1組織あたり	
		法人	非法人			経営耕地 面積	農作業 受託面積	構成 農家数	集積 面積
2005年	323	—	323	12,319	9,819	802	9,017	38.1	30.4
2006年	332	—	332	12,669	11,338	1,646	9,692	38.2	34.2
2007年	684	6	678	25,849	30,201	23,324	6,877	37.8	44.2
2008年	673	6	667	25,458	30,208	23,316	6,892	37.8	44.9
2009年	666	6	660	25,599	29,593	23,295	6,298	38.4	44.4
2010年	653	6	647	25,170	29,426	23,630	5,796	38.5	45.1
2011年	647	6	641	24,990	29,220	23,548	5,672	38.6	45.2

資料)集落営農実態調査

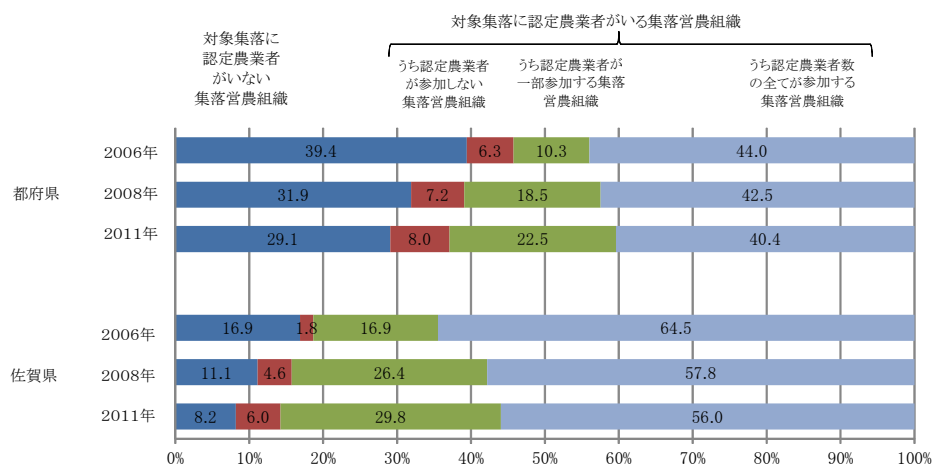
このような集落営農組織の特徴を都府県平均と比較すると、まず、大半の集落営農組織で稲・麦・大豆の全てを取り扱っている（第Ⅱ-2-6表）。しかし、作物によって作業体制は異なり、大豆は都府県と同様に「組織内のオペレータ中心」が過半を占め、「構成農家による共同作業」は4割弱であるが、逆に稲作は「構成農家による共同作業」が3分の2、麦類作は「構成農家による共同作業」が過半を占めている。農業機械の利用割合は、トラクタと動力田植機は7割以上の組織で「構成員所有機械のみ使用」と回答している。また、組織で所有する施設の割合は育苗施設(3.1%)、乾燥調製施設(3.7%)ともにきわめて低い。こうしたことから、佐賀県の集落営農組織では、耕起作業や水稻育苗・田植は個別農家を中心に作業が実施され、水稻と麦類の収穫は機械の共同利用による共同作業が、大豆の収穫はオペレータによる作業が行われ、乾燥調製は旧村規模の共同乾燥施設を利用するような作業体制が多いといえる。

第Ⅱ-2-6表 佐賀県集落営農組織の特徴(2011年)

(単位:%)																			
	集計 集落 営農 組織数	取組農産物別 割合			農作業体制別割合						過去1年間の農業機械の利用割合						所有施設別 割合		
					水稲・陸稲		麦類		大豆		トラクタ		動力田植機		コンバイン				
		水稲・ 陸稲	麦類	大豆	組織内 のオペ レータ 中心	構成 農家 による 共同 作業	組織内 のオペ レータ 中心	構成 農家 による 共同 作業	組織内 のオペ レータ 中心	構成 農家 による 共同 作業	組織 所有 機械 のみ 使用	構成員 所有 機械 のみ 使用	組織 所有 機械 のみ 使用	構成員 所有 機械 のみ 使用	組織 所有 機械 のみ 使用	構成員 所有 機械 のみ 使用	育苗 施設	乾燥 調製 施設	
都府県	2,734	82.6	53.4	51.4	53.7	45.4	61.1	37.0	61.6	32.2	24.3	46.0	29.8	37.9	34.9	30.3	25.1	31.5	
佐賀	161	94.4	95.7	96.9	33.6	66.4	46.8	53.2	53.8	37.2	3.1	72.0	6.8	76.4	24.2	36.6	3.1	3.7	

資料) 2011年集落営農活動実態調査組み替え集計

さらに、集落営農組織の対象集落内における認定農業者の存在状況をみると、認定農業者がいる集落の割合は都府県平均に比べ20ポイント以上高く、2011年(平成23年)では9割以上を示している(第Ⅱ-2-2図)。そして集落内の認定農業者のうち、すべての認定農業者が集落営農に参加している割合は56%で都府県よりも15ポイント以上高くなっている。佐賀県では、認定農業者のような農業の担い手がいる集落で集落営農組織が組織化され、集落内の認定農業者の全てが組織に参加する割合が高いことが特徴である。2006年(平成18年)からの経年変化をみると、佐賀県および都府県平均ともに、集落内に認定農業者がいる割合が増加する一方で、認定農業者の全てが参加する割合が減少し、認定農業者の一部が参加、もしくは全く参加しない集落営農組織の割合が増加する傾向にあり、佐賀県では2011年(平成23年)に両者を合わせて35.8%になっている。近年設立された集落営農組織ほど、同じ集落内で集落営農組織と認定農業者が併存している割合が増えている。

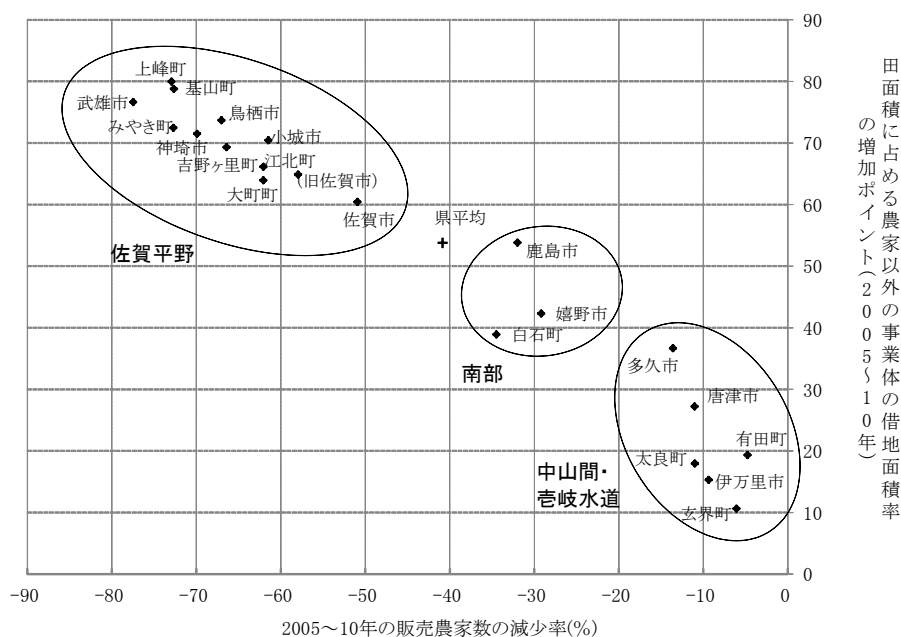


第Ⅱ-2-2図 集落営農組織の対象集落における認定農業者の存在と参加状況

資料) 集落営農実態調査組み替え集計

以上から、2005年(平成17年)以降の佐賀県の水田地帯では、多くの集落営農組織が設立されて急速な農地集積が進み、組織に参加したことにより販売農家数が大幅に減少して土地持ち非農家が大幅に増加した。しかし集落営農組織は、法人化が進んでおらず、特に稲作および麦作において、組織のオペレータとしてではなく構成員による共同作業や個別農家の機械を利用した作業体制に留まっている段階の組織が多いのが特徴と考えられる。そして、集落内の全認定農業者が組織に参加する割合が高い一方で、同一集落内で組織に参加しない認定農業者がいる集落営農組織の割合が増えており、今後、農地集積を巡る両者の関係が重要になると考えられる。

次に、佐賀県内の市町村別に販売農家数の減少動向と田面積に占める農家以外の事業体の借入耕地面積率の増加動向をみると、その分布状況は、ほぼ負の相関関係にあるとともに、佐賀平野周辺の市町村、南部の有明海側の市町村、そして北西部の山間地および壱岐水道側の沿岸地帯の市町村に大きく3つに区分できる(第Ⅱ-2-3図)。主に佐賀平野周辺では、集落営農組織の設立が多かったため、販売農家数の減少率が約50～80%と高く、販売農家以外の田借地面積率の増加も約60～80%ポイントと高い。南部では、タマネギ作等を中心に個別の担い手が存在するため、販売農家数は約30%前後の減少で、販売農家以外の田借地面積率の増加は約40～50ポイントである。平坦な水田の少ない北西部では、販売農家数の減少率が約10%前後と低く、販売農家以外の田借地面積率の増加も約10～30ポイント弱と低い値になっている。



第Ⅱ-2-3図 佐賀県の販売農家数減少と田面積に占める農家以外の借地面積増加
(2005～2010)

資料:農林業センサス

注. 田面積に占める販売農家以外の借地面積率(%)

= (農業経営体の田借地面積 - 販売農家の田借地面積) / 農業経営体の経営耕地面積(田) × 100

(2) 佐賀市の水田農業および担い手の動向

現在の佐賀市は、2005年10月1日に（旧）佐賀市・富士町・大和町・諸富町・三瀬村の1市3町1村が新設合併し、新市制による佐賀市が発足し、さらに、2007年10月1日に川副町・東与賀町・久保田町の3町を編入して形成されている。人口は237,501人（2010年10月1日現在）で佐賀県の約4分の1強を、面積は431km²で同6分の1強を占めている。これらの合併により、市北部に広大な中山間地域が編入されたため、以下の分析では佐賀平野における水田農業の典型である旧佐賀市の動向を中心に行う（前掲第Ⅱ-2-3図）。

旧佐賀市の2010年（平成22年）の総農家数は1,064戸であり、2005年（平成17年）の2,178戸から1,114戸（▲51.1%）もの大幅な減少を示している（第Ⅱ-2-7表）。これは第1種および第2種兼業農家数がともに60%強と大きく減少し、販売農家数が1,076戸（57.9%）も減少したためである。その一方で、土地持ち非農家数は1,259戸から2,219戸へと960戸（76.3%）もの大幅な増加を示している。この間に農家以外の事業体が4事業体から58事業体へと54事業体も増加しており、これらのほとんどがこの間に設立された集落営農組織と考えられる。

第Ⅱ-2-7表 旧佐賀市の総農家、土地持ち非農家等の動向

	総農家数	自給的 農家数	販売 農家数				土地持 ち非農 家数	農家以外 の農業 事業体	農業 サービス 事業体
				専業 農家	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家			
2005年	2,178	321	1,857	374	509	974	1,259	4	78
2010年	1,064	283	781	228	178	375	2,219	58	38
（新佐賀市）	(3,426)	(778)	(2,648)	(760)	(640)	(1,248)	(6,164)	(146)	(114)
増減数	▲ 1,114	▲ 38	▲ 1,076	▲ 146	▲ 331	▲ 599	960	54	▲ 40

資料) 農林業センサス。

注. 農家以外の農業事業体数＝農産物販売農業経営体数－農産物販売農家数。

農業経営体の2010年における経営耕地総面積は4,138haであり、2005年に比べ約1割に該当する407ha（田は418ha）が増加している（第Ⅱ-2-8表）^⑥。この間に、販売農家の経営耕地総面積は、3,727haからその約6割に相当する1,509haへ、2,218ha（田は2,203ha）が減少している。その一方で、農家以外の事業体の経営耕地総面積が4haから2,629haへ、2,625ha（田は2,620ha）も一挙に増加している。この間に、農家の農地が集落営農組織に集積され、農業経営体の経営耕地に占める農家以外の事業体の集積割合は65%にもなっている。

借入耕地面積の動向をみると、農家以外の事業体では4haから2,446haへ、2,442ha増加している。逆に、販売農家では372ha減少している。販売農家の経営耕地総面積の減少が2,218haであることから、両者の差1,846haは、販売農家の自作地の減少である。販売農家は集落営農組織に参加し、その自作地と借地を合わせて組織の経営耕地としているものといえる。

第Ⅱ-2-8表 旧佐賀市の経営耕地面積と品目別作付面積の動向

(単位:経営体、戸、ha)

	年次	経営耕地 総面積	借入耕地 面積	田	品目別作付面積		
					水稻	麦類	豆類
農業経営体	2005	3,731	914	3,635	2,583	2,730	768
	2010	4,138	2,984	4,053	2,467	3,067	1,171
販売農家	2005	3,727	910	3,631	2,579	2,726	768
	2010	1,509	538	1,428	975	695	236
農家以外 の事業体	2005	4	4	4	4	4	0
	2010	2,629	2,446	2,624	1,492	2,371	935
増 減 数	農業経営体	407	2,070	418	▲ 116	337	403
	販売農家	▲ 2,218	▲ 372	▲ 2,203	▲ 1,604	▲ 2,031	▲ 532
	農家以外 の事業体	2,625	2,442	2,620	1,488	2,367	935

資料) 農林業センサス

品目別の作付面積は、農業経営体で見ると、水稻が減少して麦類および豆類が増加しており、水田面積に対する麦類（ほとんど裏作）作付割合は75%となっている。この麦類作付割合は販売農家で49%であるのに対して、農家以外の事業体では90%であり、両者で大きく異なる。麦類と豆類の作付け面積に占める農家以外の事業体のシェアは、麦類で87%、豆類で80%であり、これら作物はほぼ集落営農組織に集積されている。

販売農家数を経営耕地面積規模別にみると、10.0ha未満層、特に、0.5～5.0ha未満層では農家数が大幅に減少しているが、逆に、10.0ha以上層では11戸から18戸へと大きく増えている(第Ⅱ-2-9表)。同様に、農家以外の事業体は、10.0ha未満層での増加もあるが10.0ha以上層、とくに20ha以上層で増加を示し、2005年時点では存在しなかった30.0ha以上層が36経営体も出現し、100.0ha以上層も4経営体出現している等、大規模な経営体が急激に形

第Ⅱ-2-9表 旧佐賀市の経営耕地面積規模別の農業経営体数の動向

(単位:ha,経営体、戸)

		経営耕地面積規模										
		0.5ha 未 満	0.5 ～ 1.0	1.0 ～ 2.0	2.0 ～ 3.0	3.0 ～ 5.0	5.0 ～ 10.0	10.0 ～ 20.0	20.0 ～ 30.0	30.0 ～ 50.0	50.0 ～ 100.0	100ha 以 上
農業 経営 体	2005年	251	360	592	382	268	75	10	1	-	-	-
	2010年	231	176	201	80	63	55	21	14	26	6	4
	増減数	▲ 20	▲ 184	▲ 391	▲ 302	▲ 205	▲ 20	11	13	26	6	4
販売 農家	2005年	171	359	592	382	267	75	10	1	-	-	-
	2010年	192	175	201	79	63	53	16	2	-	-	-
	増減数	21	▲ 184	▲ 391	▲ 303	▲ 204	▲ 22	6	1	0	0	0
農家 以外 の事 業体	2005年	80	1	0	0	1	0	0	0	-	-	-
	2010年	39	1	0	1	0	2	5	12	26	6	4
	増減数	▲ 41	0	0	1	▲ 1	2	5	12	26	6	4

資料) 農林業センサス。

注. 0.5ha未満の農家以外の事業体には、農業サービス事業体も含まれている。

成されている。

ここで、販売農家の農業経営組織別の動向をみると、販売農家数が大きく減少するなかで、準単一複合経営農家数554戸（78%）減と複合経営農家数332戸（83%）減という減少が大きい。また稲作単一経営農家数241戸（42%）の減少も比較的大きいが、逆に、単一経営農家のうち露地野菜（26戸増加）、施設野菜（68戸増加）、花き・花木（3戸増加）等の単一経営農家数は増加している（第Ⅱ-2-10表）。小規模の販売農家数が減少するなかで、個別の営農を継続する農家は単作化に向かっている。この中には、複合経営の販売農家が集落営農組織に組織化されるとともに、稲作、麦作、大豆作等の土地利用部門は個別経営から切り離して、集落営農組織に編入させる一方で、園芸部門等は農家経営として残っているというものもかなり含まれていると考えられる⁽⁷⁾。

第Ⅱ-2-10表 旧佐賀市の農業経営組織別農家数の動向（販売農家）

(単位:戸)																		
	単一 経営 農家数							準単一 複合 経営 農家数	稲作主位で2位部門が						露地 野菜 が 主位	施設 野菜 が 主位	花き・ 花木 が 主位	複合 経営 農家数
		稲作	麦類 作	雑穀・ いも類・ 豆類	露地 野菜	施設 野菜	花き・ 花木		麦類 作	雑穀・ いも類・ 豆類	露地 野菜	施設 野菜	花き・ 花木					
2005年	703	569	9	32	8	46	22	712	455	46	28	3	1	17	86	7	399	
2010年	528	328	1	2	34	114	25	158	59	6	33	3	1	17	24	4	67	
増減数	▲175	▲241	▲8	▲30	26	68	3	▲554	▲396	▲40	5	0	0	0	▲62	▲3	▲332	

資料) 農林業センサス

注: 単一経営農家とは、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の農家をいう。

準単一複合経営農家とは、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の農家をいう。

複合経営農家とは、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の農家をいう。

旧佐賀市の集落営農組織数は、2006年（平成18年）から2007（平成19年）年にかけて10組織（20.4%）増加し、構成農家数も増加しているが、前掲第Ⅱ-2-5表の佐賀県ほどの大幅な増加は見られない（第Ⅱ-2-11表）。しかしその集積面積は、600haから2,654haへ約4倍強と急激に増加している。その内訳は、作業受託面積562haが全てなくなる一方で、経営耕地面積が38haから2,654haへと大きく増加している。前掲第Ⅱ-2-9表でみた農林業センサスの結果も踏まえるならば、経営所得安定対策を機に、新たに設立された組織は多くなく、大

第Ⅱ-2-11表 旧佐賀市の集落営農組織数と集積面積の推移

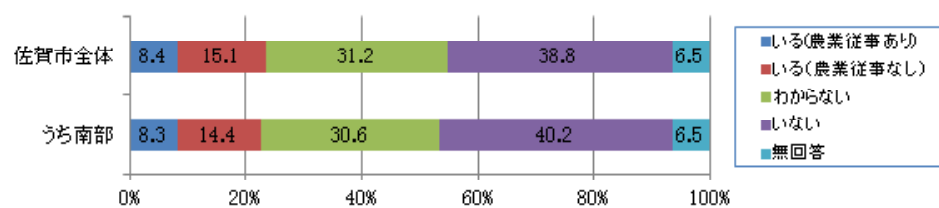
	(単位:集落営農, 戸, ha)							
	集落営 農数			構成 農家数	集積 面積	1組織あたり		
		法人	非法人			経営耕地 面積	農作業 受託面積	構成 農家数
2006年	49	—	49	1,224	600	38	562	25.0
2007年	59	1	58	1,660	2,654	2,654	0	28.1
2008年	53	1	52	1,493	2,578	2,578	0	28.2
2009年	53	1	52	1,433	2,540	2,540	0	27.0
2010年	53	1	52	1,423	2,495	2,495	0	26.8
2011年	52	1	51	1,412	2,471	2,471	0	27.2

資料) 集落営農実態調査組み替え集計

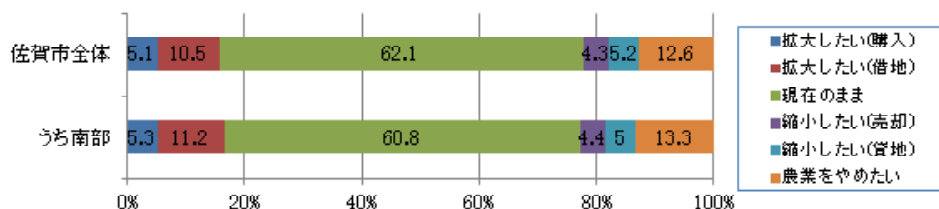
豆転作等の作業受託を行う組織から麦作(裏作)や稲作も含めた水田作全体の組織へと再編成されたものと見られる。なお、2011年(平成23年)の一組織あたり平均構成農家数は27.2戸(佐賀県38.6戸)、同集積面積は47.5ha(同45.2ha)となっている。

以上から、佐賀平野の水田農業の典型である旧佐賀市では、経営所得安定対策の実施以降、集落営農組織を設立した地区では、主に中小規模層農家の水田が集落営農組織へ集積することにより、佐賀県以上に強い傾向で販売農家数が大幅に減少して、大規模な集落営農組織が出現している⁽⁸⁾。その一方で、個別の大規模経営が水田農業との担い手として一定数形成されており、両者が地域内で棲み分け、あるいは競合しつつ存在しているとみられる。

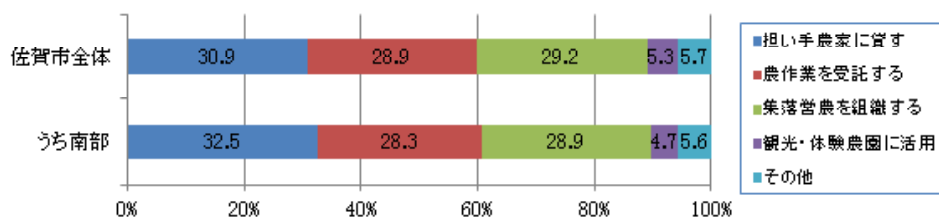
農家の今後の意向に関して、佐賀市が農業振興基本計画の策定に際して市内全農家の意向を調査した結果を紹介しておく(第Ⅱ-2-4図)。農業後継者については、約20%強の農家で「後継者がいる」との回答が得られたが、農業従事する者は約8%と少なく、逆に、約40%の「農家で後継者がいない」としており、高齢農家のリタイアに伴って農業が継承されない農家が多く存在している。また、将来の農地については(「将来」がいつの時点を



(1) 農業後継者の有無



(2) 将来の農地についての考え



(3) 農業労働力不足に対する、地域(集落)でできる対策

第Ⅱ-2-4図 佐賀市内農家の後継者の状況と今後の意向

資料) 佐賀市農業振興基本計画(平成21～25年度)より引用、元データは農振計画アンケート(2008年3月)

注1) 南部とは、合併前の佐賀市・諸富町・川副町・東与賀町・久保田町・大和町南部のことを示す。

2) アンケートの対象は、担い手農家や集落営農組織の構成員も含めた市内全農家である。

指すのかが曖昧ではあるが), 農地を「拡大したい」者が購入・借地を合わせて約15%強であるが, 農業を「縮小したい」者と「やめたい」者の方が合わせて約20%強と多く, 「農業後継者がいない」の半数強に当たる農家が農業を縮小, あるいはやめたいとしている。そうした農地の引き受け手として, 担い手農家へ貸付を約30%強, 集落営農の組織化を約30%弱が希望している。調査時点は, 経営所得安定対策実施後の2008年3月時点であるが, この時点でも集落営農への組織化と担い手農家への貸付が拮抗していることに注目しておきたい。

旧佐賀市では, 今後とも農家の高齢化等による離農が発生し, 農地の出し手が増加するなかで, そうした農地および営農の担い手として集落営農組織と専門的な個別経営が併存しており, 両者が地域農業を担っていくものと期待されている。

- 注(1) 佐賀平野のクリーク水田農業の歴史的展開と技術的特徴については, 磯辺(1959), 田中(1979), 八木(1982), 金山(1993)を参照。
- (2) 「新佐賀段階」以降の佐賀平野の水田農業展開は, 前掲田中(1979), 八木(1982)のように農法論の立場からは, 稲新品種と肥料多投入への依存とともに裏作麦の後退傾向をもたらした「乾田農法の退行現象」とする見解もある。また田代(1980)も「生産力担当層として形成・前進を伴うものではなかった」ものであり, 「佐賀段階と同様の画期性を主張しうるものではない」としている。
- (3) 1960年代からの稲作集団栽培を背景とした営農集団の形成過程および1970年代以降の県東部への工場立地による急速な兼業化と機械・施設共同利用組織の展開は, 小林(2005)を参照。
- (4) 2009年産の佐賀県および全国の10aあたり生産費総額は, 水稻113,509円, 146,255円, 小麦52,376円, 64,022円, 大豆50,671円, 64,098円である。なお, 10aあたり収量は水稻527kg(522kg), 小麦352kg(324kg), 大豆238kg(158kg)である(第57次佐賀県農林水産統計年報)。
- (5) 辻(2010)は, 経営所得安定対策実施を契機に設立した佐賀県の集落営農組織の特徴について, ①耕地面積カバー率が高いこと, ②組織化に先進的に取り組む佐賀県・富山県・福岡県等に比べて1組織あたりの経営面積が大きいこと等を指摘している。
- (6) 旧佐賀市の経営耕地面積が大幅に増加しているのは, 旧市町村の一つがこの5年間で同面積186haから498haへと300ha超も増加しているためである。もちろん農地造成があったわけではない。水稻ではなく裏作麦や大豆を作付けする組織では, その経営耕地は期間借地であるにもかかわらず, 経営耕地として捕捉されたためではないかと推察されるが, 正確な所は不明である。
- (7) 木村(1995)は, 上峰町の事例をもとに, 佐賀平野の集落営農組織は兼業農家と園芸農家を中心に構成され, 機械の共同利用を軸にした省力化により双方とも支えられていることを指摘している。
- (8) 佐賀市においてライスセンター管内8集落110戸が参加する大規模集落営農組織(対象面積230ha)の事例は, 品川(2011)を参照。

【参考文献】

- [1] 磯辺俊彦(1959)「いわゆる「新佐賀段階」の形成過程」, 農業発達史調査会『日本農業発達史』別巻下, 中央公論社, pp.4-48。
- [2] 田中洋介(1979)「クリーク水田農業の展開過程」, 農業技術研究所報告書H(経営土地利用)第52号, pp.1-59。

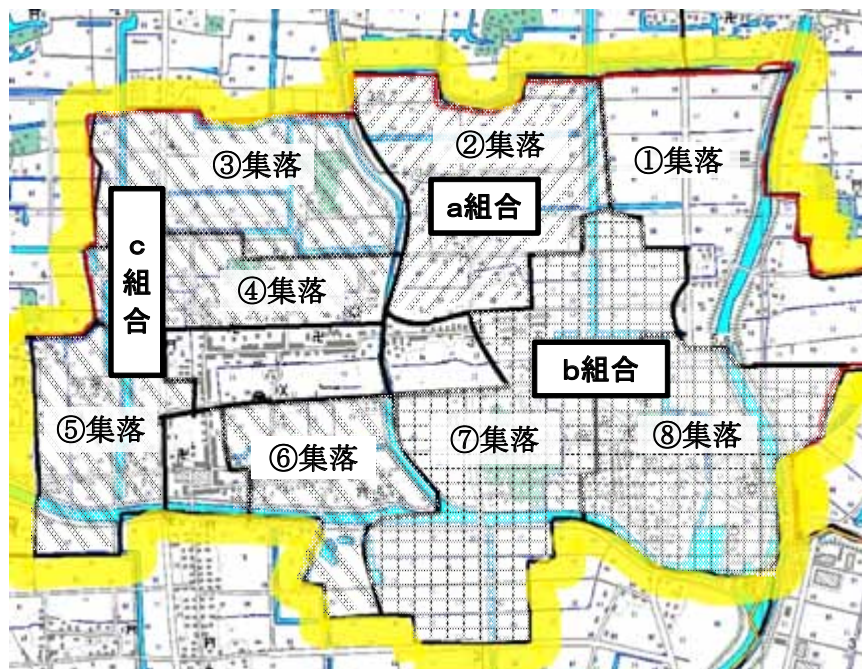
- [3] 田代洋一(1980)「佐賀農業の展開と自作農的土地所有」, 田代隆編著『土地経済論』, 御茶の水書房, pp301-363.
- [4] 八木宏典(1982)「クリーク水田農業の展開構造」, 農業研究センター農業経営研究叢書第3号, pp.1-310.
- [5] 金山 擴(1993)「クリーク稲作の克服がもたらした新佐賀段階とその後」, 農林水産技術会議事務局編『昭和農業技術発達史第2巻水田作編』農山漁村文化協会, pp.459-466.
- [6] 木村 務(1995)「二毛作地域における担い手像とその育成方策」, 永田恵十郎・波多野忠雄編著『土地利用型農業の再構築と農協』, 農山漁村文化協会, pp.115-142. .
- [7] 小林恒夫(2005)「営農集団の展開と構造ー集落営農と農業経営」, 九州大学出版会, pp.1-165.
- [8] 辻 聡宏(2010)「佐賀県における集落営農の地域動向と展開方向」, 九州沖縄農研農業経営研究資料第12号, pp.21-28.
- [9] 品川 優(2011)「戸別所得補償モデル対策と地域対応」, 磯田宏・品川優著『政権交代と水田農業』, 筑波書房, pp.194-216.

(杉戸 克裕)

2. 佐賀市B地区における農業構造の現状

(1) 農家構成と農地流動化の現状

1) 調査地区の位置と地区内での集落配置



第Ⅱ-2-5図 調査地区と集落

資料：第Ⅱ-1-2 図に同じ。

調査地であるB地区は筑後川に近く、その農地は筑後川のかつての干拓地である。地区内には11のセンサス集落があるが、地区中央部の3集落はほぼ市街地のみの集落であるので、調査対象としていない（第Ⅱ-2-5図）。地区の東側には①、②、⑦、⑧の4集落、西側には③、④、⑤、⑥の4集落がある。

2) 農家階層構成の変化と集落営農組織への農地集積

B地区の農家および土地持ち非農家の推移を第Ⅱ-2-12表に示す。2005年から2010年にかけて、総農家が82戸から22戸へと60戸減少する反面で、土地持ち非農家が50戸から116戸へと66戸増加している。総農家数の変化を経営耕地規模別に見ると、0.3ha～5ha以下層、とりわけ1～3ha層の減少が大きい。これに対して農家以外の農業事業体が2010年に4組織ある、このうち3組織は後述する集落営農組織と考えられる（1組織は株式会社であるが詳細不明）。それら集落営農組織に参加した農家は、組織へ農地を貸し付ける土地持ち非農家として統計上はカウントされたため、農家が減少したものと見られる。

第Ⅱ-2-12表 農家・土地持ち非農家数の推移

(単位:戸、事業体)				
	2000	2005	2010	05～10
土地持ち非農家	…	50	116	66
総農家	88	82	22	△ 60
0.3ha未満	3	9	7	△ 2
0.3-1.0	20	9	5	△ 4
1.0-3.0	53	51	5	△ 46
3.0-5.0	11	11	2	△ 9
5.0-10.0	1	1	1	0
10.0-20.0	0	1	2	1
20.0ha以上	0	0	0	0
農家以外の事業体	…	0	4	4

資料: 農林業センサス

注: 0.3ha未満には自給的農家を含む。

第Ⅱ-2-13表で経営耕地面積をみると、総農家の経営耕地面積は、2005年から2010年の間に165haから52haへと113haも減少しており、そのほとんどが販売農家の経営耕地面積である。他方で、農家以外の事業体の経営耕地面積は0haから110haへと110ha増加し、総農家の経営耕地面積の減少にほぼ相応している。その結果、地域全体の経営耕地面積にほとんど変化はない中で、農家以外の事業体が地区内の農地を集積し、そのシェアは68%にな

第Ⅱ-2-13表 経営耕地面積の変化

		(単位:ha)		
		2005	2010	05～10
経営 耕地	総農家	165	52	△ 113
	自給的農家	2	1	△ 1
	販売農家	163	51	△ 112
	農家以外の事業体	0	110	110
借入 耕地	販売農家	50	8	△ 42
	農家以外の事業体	0	101	101

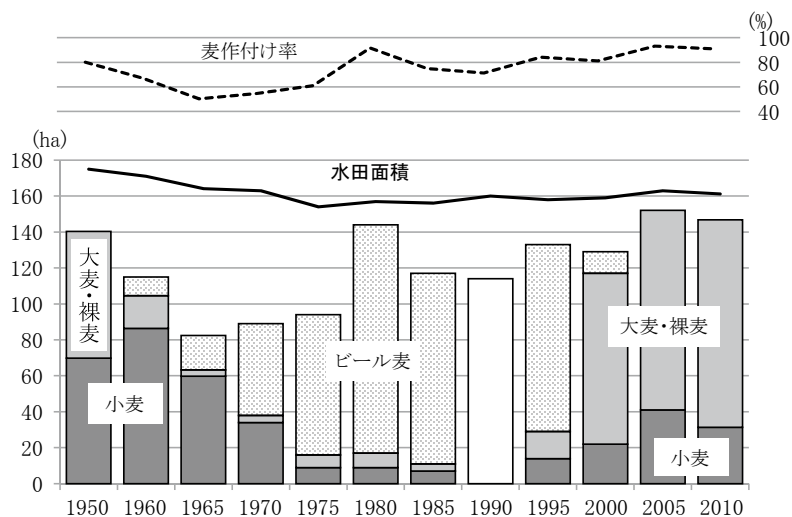
資料: 農林業センサス。

っている。農家が集落営農組織に参加して土地持ち非農家となったことに対応して、農家の経営耕地が減少し、それが集落営農組織の経営耕地に振り替えられた、と統計上は把握されている。

さらに借入耕地について見ると、販売農家の借地は50haから8haへと42ha減少しつつ、農家以外の事業体の借地は0haから101haへと販売農家の借地減少以上に増加している。集落営農組織に参加した農家の経営耕地（自作地と借地）が集落営農組織に集積され、集落営農組織の借地として統計では把握されている。販売農家の借地面積8haは、集落営農組織に参加していない販売農家のものである。販売農家の借地減少面積42haは、集落営農組織に参加した販売農家の借地の面積であり、農家以外の事業体の借地面積101haとの差59haは集落営農組織に参加している農家の自作地面積であると推測される。

3) 水田利用の変化

佐賀平野の水田作は、表作に水稻・大豆、裏作に麦類が作付けされている。B地区における水田面積と麦作付け面積の動向を示したのが第Ⅱ-2-6図である。B地区では、1950年から1975年にかけて水田面積が減少するが、それ以後、水田面積の大きな変化はない（若干の増加は、B地区から他地区への出作と考えられる）。麦の作付け割合は、1950年には80%であったものが、それ以降作付面積の減少により1965年に50%となる。その後、麦作付面積がやや増加して、1980年には麦作付け割合が90%水準のピークを示し、2005年以降は90%の水準にあり、ほぼすべての水田で裏作が実施されているといえる状況である。同図には麦作付け内容も示してある。1950年には小麦と大麦・裸麦（裸麦が多い）が作付けられていた。1960年以降は、大麦・裸麦が減少してビール麦に代替し、さらにビール麦



第Ⅱ-2-6図 B地区の麦作付け面積

資料：農業センサス各年版。

注1) 1990年は二毛作をした田面積と麦類のみを作付けした田面積の合計であるが、麦種類の内訳データがない。

2) 1990年までは総農家、1995、2000年は販売農家、2005、2010年は農業経営体。

3) 1950年については、B地区の分村前の1950年のデータを分村後の1960年のデータで案分したが、大麦・裸麦、ビール麦はすべてをB地区のものとした。

の作付けが増加して、小麦の作付けが減少し、ビール麦中心の作付けになる。この傾向は1995年まで継続するが、2000年にはビール麦が大麦・裸麦（ほぼ大麦）に入れ替わり、2005年以降は先に見たように水田面積の約9割で裏作が実施されつつ、小麦が約2割、大麦・裸麦が8割という構成をとっている。

4) 集落別の農家構成

B地区における集落別の特徴を示したのが第Ⅱ-2-14表である。調査対象集落における耕作面積10a以上の農家は73戸、土地持ち非農家は51戸である。同地区では、水田を僅かでも耕作する世帯は「生産組合」に所属することとなっているため、経営耕地が10a未満で統計上は土地持ち非農家である世帯も生産組合に加入しており、その構成員は農家より多い85戸である。農家73戸のうち、経営耕地面積2ha以上の農家は31戸であり、認定農業者19戸は、2戸を除いて2ha以上を経営している。農家の水田耕作面積は全体で164haであり、これは2005年センサスの経営耕地面積とほぼ等しい。

第Ⅱ-2-14表 B地区の農業集落の特徴

(単位:戸、人、ha)										備考
農業集落	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計	
総農家数	8	16	8	9	5	2	19	6	73	実態調査結果
土地持ち非農家数	18	7	3	5	2	5	5	6	51	
生産組合参加戸数	11	17	8	9	6	3	22	9	85	
水田耕作面積	28	31	16	17	11	16	35	11	164	
2ha以上農家数	2	7	3	3	2	2	9	3	31	
認定農業者数	1	4	1	3	1	2	5	2	19	
販売農家数	12	15	7	...	7	...	20	6	74	2005年センサス
経営耕地面積	27	32	15	...	13	...	33	11	165	
借地面積	12	5	4	...	4	...	4	3	50	
属地田面積	30	30	24	11	8	13	37	8	161	2000年センサス
30a区画以上面積	27	27	20	6	6	12	33	5	136	
集落営農組織	-	a組合	c組合				b組合		-	
組織 農家数	8	2	2	2	2	1	0	0	17	実態調査結果
非参加 耕作面積	28	7	2	2	5	11	-	-	55	
組織 農家数	0	14	6	7	3	1	19	6	56	
参加 耕作面積	-	24	16	15	6	5	35	11	111	

資料:2000年、2005年農林業センサス集落カード、政策研調査。

B地区内の大規模農家は、①集落に16haを経営する1戸がある以外は、5ha前後の経営が7戸である。他方、地区内には3つの集落営農組織があり、それに参加している農家は73戸中56戸であり、5ha前後を経営する農家のうち③、④、⑥集落の各1戸を含んでいる。

こうした農家構成をベースに、10ha超の経営が立地する①集落では同経営が集落の農業の担い手となっている一方で、それ以外の集落では5ha前後の経営の半数程度を含む集落営農組織が設立されるとともに、5ha前後の経営の約半数は個別経営として存続し、集落内で集落営農組織と併存する状況となっている。

5) 集落営農組織

B地区には第Ⅱ-2-15表のように3つの集落営農組織が組織されている。②集落には2004

年にa組合が、⑦、⑧集落には2004年にb組合が、③、④、⑤、⑥集落には2007年にc組合が、それぞれ設立されている。こうしてB地区では、①集落を除く集落に集落営農組織が組織されている。①集落は、集落内の農地26haのうち16haをe氏が経営し、団地化等も含めて同氏が集落の農業を指揮していることから、集落営農組織を設立する必要がなかったのであろう。

第Ⅱ-2-15表 B地区における集落営農組織の概要

(単位:ha、人、台)

集落営農組織名		a組合	b組合	c組合
設立年		2004	2004	2007
構成集落		②	⑦、⑧	③、④、⑤、⑥
構成員数(うち出役無し)		15(3)	31(5)	17(-)
集積面積		28	48	37
作付面積	水稻	20	33	28
	大豆	8	12	12
	小麦	12	12	16
	大麦	15	33	24
	その他	-	タマネギ3	-
農業用機械台数	組織有	トラクタ	26ps×1	-
		田植機	6条×2	8条×2, 5条×1
		直播用播種機	1	-
		自脱型コンバイン	4条×2	6条×2, 3条×1
		大豆コンバイン	-	40ps×1
	農家有	トラクタ	10	21
		田植機	-	-
		自脱型コンバイン	-	-
				6条×2(借上)
				2
オペレータ数	20歳代	-	1(0)	-
	30歳代	2(0)	1(0)	1(0)
	40歳代	3(3)	1(0)	2(1)
	50歳代	1(1)	4(0)	2(1)
	60歳代	2(0)	4(0)	3(0)
	70歳代	2(0)	11(0)	-
	計	10(4)	22(0)	8(2)

出所:実態調査結果による。

注. オペレータの()内は年間30日以上従事者数。

B地区での農作業共同化の変化を第Ⅱ-2-16表に示す。1983年にライスセンターが設置され、水稻の乾燥・調製を地区全体で共同化した。次いで大豆収穫の共同化が図られた。②集落では1993年に大豆コンバイン組合が設立され、2002年には④、⑤、⑥集落の個別農家で大豆収穫の受託組織が設立され、2003年には両者が合体してB地区全体を作業範囲としたB大豆機械利用組合が設立された。水稻作業については、②集落では1995年に収穫、1996年に田植の共同化が図られ、それをベースに2004年に集落営農組織が設立された。⑦、⑧集落では、米政策の転換を背景に2004年に集落営農組織を設立し、同時に田植・収穫作業を共同化した。③、④、⑤、⑥集落の西部地区では、経営所得安定対策を目前にした2007年に集落営農組織が設立されて田植・収穫作業を共同化した。こうした経過から、水稻と麦類については、耕起は各農家、田植・収穫は集落営農組織、乾燥調整は地区全体のライスセンターで実施し、大豆については2010年にb組合が大豆モヤシ用小粒大豆の収穫のためにB大豆組合から分離したため、⑦、⑧集落では集落営農組織、それ以外ではB大豆組合が行うという構成になっている。

第Ⅱ-2-16表 集落営農組織における共同化の推移

集落		①	②	③、④、⑤、⑥	⑦、⑧
集落営農組織		－	a組合	c組合	b組合
設立		－	2004	2007	2004
大豆	収穫	－	1993	2002(受託組織)	
		← 2003(B大豆機械利用組合)			→ (2010分離)
水稻	乾燥・調製	1983(B地区ライスセンター)			
	収穫	－	1995	2007	2004
	田植	－	1996	2007	2004

資料：政策研調査。

(2) 集落と担い手の現状

地域農業の担い手である集落営農組織と個別農家数戸の実態を述べる。前者については、その構成員としてオペレータを担っている農家の実態もあわせて述べる。

1) ライスセンターとB大豆機械利用組合

(i) B地区ライスセンター

基盤整備事業の実施と合わせて、1983年にJAによってライスセンターが建設され、地区内の9集落（実際は、ほとんど農地のない1集落を除く8集落）農家による運営組織が設立され、農家の自主的運営によって、米・麦の乾燥・調製が行われている。

役員は、組合長、副組合長2名、庶務、会計、幹事2人（1人はオペレータ長兼務、1人は総務担当）で、地域内の大中規模農家を中心となって役員を務めている。また収支計算等は女性1人を雇用して行ってもらっている。組織の運営は、各集落1人（大きな集落である①集落は2人、②集落は4人、⑦集落は3人）の運営委員が選出されて当たっている。

収穫作業の時期には、運営委員が全圃場を回り、どこの集落で何日から何トン刈るかを判断して、ライスセンター組合で収穫日を決定する。水稻収穫時にはうるち米ともち米と合わせて12日間程度、麦収穫時には小麦と大麦を合わせて12日間程度の期間に受入を行う。

収穫最盛期（麦で4日間、米で4日間）は、10人体制で24時間稼働させる。オペレータは、上記運営委員を含めて構成され、それぞれ①集落3人、②集落4人、③集落2人、④集落2人、⑤集落1人、⑥集落2人、⑦集落8人、⑧集落4人である。新人オペレータが作業する場合は、ベテランと組んで技術を伝授している。ライスセンターでの賃金は、24時間勤務で2万4千円プラス夜間手当2千円である。

機械の修理は、オペレータ長のd氏（個別農家）が担当しているが（修理が困難な場合には業者を呼ぶ）、自家農業の作業も行いつつ、ライスセンターの故障等に対応する必要があるため、収穫時期には半分くらいの時間はライスセンターに詰めている。

利用料もライスセンターが決め、米が6,500円/10a、小麦、大麦が2,500円/10aである。

(ii) B大豆機械利用組合

B地区には地区全体を範囲として大豆の収穫作業を受託するB大豆機械利用組合がある。

大豆の収穫作業の共同化は、1993年に②集落でフレコン付きの汎用コンバインの利用組合を設立したことが最初である。その後、2002年には④、⑤、⑥の集落の個別農家4戸が大豆専用コンバイン（フレコンなし）を共同購入して、大豆収穫の受託組織を設立し、④、⑤、⑥の集落に加えて③集落を含めて10ha程度の作業を受託し、さらに⑦集落や近隣の他地域にも出て行った。

2003年に、両者が合体して、新たに地区全体を作業範囲としたB大豆組合が設立し、フレコン付き大豆専用コンバイン1台を購入した（原資は補助金と3人名義でのJAから借入金120万円）。B大豆組合は、地区農家全体の組織であると自覚していて、構成員は全生産組合員であると理解している。その後2010年にb組合が大豆モヤシ用小粒大豆の収穫を理由に本組織から分離した。

現在は、⑦、⑧集落を除くB地区で作業受託しており、地区外の作業を受託することはない。コンバインは2台あり、1台は③、④、⑤、⑥の集落で利用、もう1台は①、②の集落で利用している。コンバインは地区ライスセンターに置いてあり、機械のメンテナンスは後述する⑥集落の個別経営農家d氏が行っている。

オペレータは、それぞれ自分の集落の収穫作業を担当することとなっており、各集落には、①集落2人、②集落4人、③集落2人、④集落3人、⑥集落1人のオペレータがいる。オペレータがいない⑤集落の作業は手の空いているオペレータが行う。こうしたオペレータ作業の調整は、組合長である後述の⑥集落のk氏が行っている。また実際の作業では、先に収穫作業が終わった方のコンバインが、もう1つのコンバインを応援に行く。

作業受託料金は、10a当たり8千円である。作業賃金は、オペレータ作業が時給2千円、補助作業が時給1千円であり、時間を割きにくい麦の収穫時期に作業してもらうために、オペレータ賃金が高く設定されている。

作業期間は例年は2週間程度であり、11月15日頃から開始し12月にかかってしまう。収穫作業は、委託者各戸毎にフレコン詰めして、農家毎に収量・等級をつける「背番号制」で行っている。集落営農組織が設立されて以後、各組織でまとめて収穫している。収穫した大豆は、B地区ライスセンターの倉庫に入れる。JAがそれを他地区の共同乾燥施設へ運搬し、乾燥・調製を行っている。

2009年度は、利用料金収入454万円で、余剰は積立てて機械更新に充てている。

大豆の収穫作業は露が乾燥した昼から行い、1日に12haの作業ができ、2台で2日作業すると48haを収穫できる。B地区全体の水田面積は166haであるから、その1/3（55ha）の面積の大豆を収穫するには、地区内に2台のコンバインがあれば十分であると組合長は考えており、B大豆組合から脱退したb組合のコンバインは、地区全体としては過剰であると判断している。

(iii) 両組織の担い手

両組織の担い手について見ておこう。B地区内の3ha以上経営農家10戸について示したのが第Ⅱ-2-17表である。彼らのうち、10ha以上経営の農家や園芸作農家の一部は集落営農組織に参加せずに、個別経営を継続している。8番農家は、集落営農組織に参加して、土地利用型部門（米麦・大豆）は共同で作業しているが、園芸部門は個別経営として残している。他方で、組織に参加する農家はトラクタを除いて主要機械を所有せず、組織の機械を用いて組織のオペレータとして作業している。

第Ⅱ-2-17表 3ha以上経営農家の経営概要

番号	集落	年齢	経営面積 (ha)	園芸作	集落営農参加	機械所有			受託組織 オペレータ	
						トラクタ	田植機	コンバイン	大豆組合	共乾施設
1	①	57	16.0		-	○	○	○	○	○
2	②	51	5.3		×	○	○	○	○	○
3	⑧	65	3.3	イチゴ	b組合	○				○
4	⑥	52	10.7		×	○	○	○	○	○
5	④	54	5.0	花卉	×	○	○	○	○	○
6	⑤	63	4.6	イチゴ	×	○	○	○	○	
7	③	44	5.6		c組合	○			○	○
8	④	57	5.1	イチゴ	c組合	○			○	○
9	⑥	56	4.8		c組合	○	○		○	○
10	④	56	4.6		c組合	○			○	

出所: 砺波市役所資料、実態調査結果による。

注: 集落営農参加の「-」は集落に組織がないこと、「×」は不参加を示す。

共同乾燥施設（ライスセンター）とB大豆組合の担い手は、これら中大規模農家であり、彼らは集落営農組織への参加の有無とは無関係に、地区受託組織のオペレータとなって組織と地域農業を担っている。ただしb組合がある⑧集落の③番農家はB大豆組合のオペレータは担っていない。

(小野 智昭)

2) 集落営農組織

(i) a 組合

i) 集落と a 組合

ア) 集落の概況

②集落はB地区の北端に位置し、総世帯数は26戸、うち農家数は16戸を抱える。集落内

の農地面積（全て田面積）は32.8haであり、1984年に圃場整備事業が完了している。集落内には認定農業者が4人おり、そのうち1人は5haを経営しつつ建設業に兼業する農家、もう1人はUターンしてハウスでネギを作付けする2haの専業農家である。隣接する集落の農家2戸が②集落内の農地をそれぞれ11a、16a所有するが、両者は小面積であり、後述するa組合に全面積を特定作業委託している（16aは2013年から）。転作対応は、全農家参加の生産組合で大豆作のブロックローテーションを決定し、大豆の作付けはa組合の構成員の農地の分は同組合が行い、非参加者の農地の分は同人が行う。

イ）a組合の特徴と活動状況

a組合は、②集落内を範囲として2004年に設立された。現在の構成員は15戸であり、集落にいる認定農業者4戸のうち3戸がa組合に参加し、5ha経営の1戸は個別で経営展開を図っている。a組合の集積面積は27.7ha（うち特定作業受託が6.4ha）であり、集落内農地の8割強を集積している。2007年、離農した構成員が非構成員の認定農業者に農地を貸したことを反省し、構成員が離農する際は事前にa組合に相談することを参加契約書に明記している。

集落営農の取組みは、1993年の県単事業で大豆のコンバイン利用組合を設立したことに遡る。その後、95年には自脱型コンバインの利用組合を7戸で設立し、米麦における防除・収穫の共同作業を開始し、翌96年には田植の共同作業にも取り組むようになる。また、96年にB地区全体でB大豆組合の設立に参加している。

2004年に、産地づくり交付金における集落営農加算を契機に、米・麦・大豆の作業を行うa組合へ組織再編し、大豆全作業の共同化や資材の共同購入を行い、大豆の経理を一元化し、集落営農加算は機械購入費に充てた。2007年に農用地利用改善団体を設立し、特定農業団体化（08年予定）や農事組合法人化（09年予定）を計画したが、法人化の指導の見直し等があったことから様子見の状況になり、法人化は実現していない。

農用地利用改善団体の設立以後、a組合は耕作できない構成員の農地と集落外の農家の所有地、合計6.5haを特定作業受託している。機械作業の多くはa組合が実施するが、稲の耕起・代かき、麦の耕起・播種は、各構成員が作業している。

2010年度の作付けは、水稻19.5ha、大豆8.0ha、裏作に小麦12.3ha、大麦15.0haであり、水稻はうるち米ともち米が、6：4で、5haの直播も実施している。小麦は全量チクゴイズミ、大麦は焼酎用のニシノホシである。園芸部門もいずれ取り組みたい意向であるが、兼業従事者がほとんどの中で、作業する者がいなくて難しい。

組合所有の農業機械は、トラクタが26ps1台、田植機が6条植2台、自脱型コンバインは4条刈が2台であり、組合は稲の田植・収穫、麦の収穫、ブロックローテーションの大豆作団地における大豆の耕起・播種を行い、大豆の収穫作業は大豆組合に委託している。a組合が引き受けている特定作業受託農地で、オペレータが稲と裏作麦の作業を行う。

機械作業のオペレータは10人おり、うち若手の30歳代が2人、40歳代が3人と半数を占める。40歳代のオペレータは、1人はUターンの専業農家、2人は自営業と建設業勤務で、いずれも平日を含めて年間30日以上機械作業を行っている。その他のオペレータは兼業従

事者であるので、土日の作業が中心である。40歳代のオペレータが確保されていることから、将来的なオペレータの確保に大きな支障はないといえるだろう。賃金は時給で、オペレータ1千300円、補助作業員1千円である。なお、稲の育苗、耕起・代かき、麦の耕起・播種作業は構成員農家が自己所有のトラクタで個別に対応しており、肥培管理、水田の管理作業も個別に対応する。

特定作業受託の委託者のうち、集落内の農家には地代として3万円、集落外の農家には旧標準小作料同等の2.6万円を支払っている。経理は、大豆は完全に組織でのプール計算であるが、米・麦は、費用は共通としつつ、販売額は各構成員分を個別管理し、収量割りで収益の配分を行っている。産地確立交付金の配分については、大豆はプール計算であるが、麦は耕作者へ面積配分し、水田利活用自給力向上対策交付金も同様である。会計は単式簿記であり、減価償却を行っていないが、剰余金（約1500万円）は、機械更新のために積立てている。

ウ) 組織の展開と今後の課題

②集落では、10年後に10戸が営農を継続すると見込まれ、オペレータも30～40代が半数を占める。a組合の運営サイドも組合長の後継者が確保され、事務局長も40代と若く、したがって、当面は農地の受け手や集落営農組織の作業の担い手が不足する事態にはならないと予測される。

特定作業受託の農地は、大豆の転作地がローテーションで回ってきた農家の作付け地と交換して、当該農家とa組合で作業してきた。しかし2010年に死亡した構成員の農地2haについては、すべて組織の協業で経営することとした。離農後に組織が農地を預かるなら安心である、というのが集落営農組織の大きな効果であり、そうした将来方向をにらんで、a組合はいずれは法人格を有しておく必要があると考えている。そこで先の2haの農地を組織として経営するモデルとし、5年後（2016年）の法人化を決議した。

a組合の構成員農家に集落内の地主6戸が利用権設定で3haの農地を貸し、その借地料は標準小作料であった10a当たり2.6万円である。他方、a組合が特定作業受託するようになり、委託者には10a当たり3万円が地代として支払われている。組織設立当時、産地確立交付金の単価が7万円/10a超と高かったため、農家が離農しても所得が大きく落ちないように、標準小作料より高く地代を設定したことによる。構成員の農家に貸している地主が、利用権設定の更新時に利用権を再設定するか、地代の高いa組合に特定作業委託するかを地主は選択できる状況にある。反面で、借地している農家にとってはこれは懸念材料である。

同組合に加入していない認定農業者との関係については、さらに深刻と思われる。同人は生産組合の構成員として大豆作のブロックローテーションに参加し、集落内の農地を組合と棲み分けて利用していて、a組合との関係は良好である。ただし既に同人と利用権設定（10a当たり2.6万円）している集落内の地主が、今後、その更新時にa組合に預け変えるならば、組合との関係が悪化する。そうしたことから、借地料水準の検討も必要になってくると考えられる。

（江川 章）

ii) オペレータ農家 f 氏

ア) 耕作内容

f氏（49歳）は、塗装業を自営しつつ、水田2.4ha（自作地1.7ha、借地0.7ha）を耕作する認定農業者であり、a組合のオペレータであるとともに、a組合の事務局長を務める。借地は②集落内の50歳代の地主からの農地で、地代は2.6万円/10aである。2010年はブロックローテーションの大豆作が回ってきて、1.3haにa組合が大豆を作付けした。その代わりに、同組合が特定作業受託している農地0.6haで水稻を作付けし、さらに自分の農地とあわせて裏作麦を作付けしたため、作付面積は水稻1.7ha（2.4ha－1.3ha＋0.6ha）、小麦2.0ha、大麦1.0ha（麦類3.0ha＝2.4ha＋0.6ha）である。水稻はうるち米0.7ha、もち米1.0haで、もち米はすべて直播である。育苗や田植の準備が不要で作業が楽であること、単収も良いことから直播としている。

所有機械はトラクタ33ps1台のみで、機械作業は、耕起、代かき等が中心であるが、f氏が作業全般、農業者年金を受給する父（78歳）が水管理、妻（49歳）が手伝いをする。長男（19歳）は、現在、県農業大学校の学生である。

農業関連収入は、農産物販売収入は約300万円、交付金が約500万円、オペレータ賃金が約70万円である。オペレータ賃金のうち、a組合からが約30万円、ライスセンターからが約40万円である。a組合には約25日間の作業に出ている計算であり、またライスセンターには米で収穫期間12日間中の4日間、麦で12日間中の4日間出ている。

イ) 今後の課題

長男には農業を後継してほしく、就農後は専業農家になってもらいたい。しかし集落内の農地はa組合が集積しているため、個別での規模拡大はできず、a組合での就業時間を増加させるしかない。長男は就農後には、園芸を開始したい意向であり、f氏は、設備投資の少ない露地野菜を考えており、JAの推奨するアスパラやタマネギを想定している。

現在、集落内の地主からの借地があるが、地主がa組合に特定作業委託すると地代が3万円/10aになるので、「悩ましい」「組合の地代水準を落としてほしい」と考えている。

（小野 智昭）

（ii）b 組合

i) 集落と b 組合

ア) 集落の概況

b組合は⑦集落と⑧集落をベースとしている。⑦集落にはB地区の小中一貫校や農協支所があることなどから農地を所有しない非農家を含む居住者が多く、集落戸数は、⑦集落が55戸、⑧集落が23戸であり、農地を所有しない世帯がそれぞれ31戸、11戸ある。

農家は、⑦集落が19戸、⑧集落が6戸、認定農業者はそれぞれ5人、2人である。わずかに経営耕地のある「土地持ち非農家」を含む生産組合の構成員はそれぞれ22戸、9戸であり、それらの経営面積はそれぞれ37ha、11haである。他集落の比較的大規模な農家による入り作があり、⑦集落には⑥集落から2人が1.5ha、⑧集落には⑦集落から1人と他集落から2人との2ha弱の入り作がある。1981年に一部の農地を除いて圃場整備が行われ、圃場の区画はほとんどが30a区画である。

イ) b組合の特徴と経営内容

両集落では、米・麦・大豆の個別経営が営まれていたが、農家の高齢化と兼業化が進展する中、米政策改革を契機に、集落の農地を荒廃させないための将来の担い手確保と農業経営の安定に向け、組織化の話し合いがそれぞれの集落で進められた。しかしながら、⑧集落単独では「集落型経営体」の規模要件（20ha）を満たさないことから、2集落で組織化することとし、2004年7月に水稻および麦・大豆生産を行うb組合を設立した。この間、世帯主だけでなく妻たちも集めた集会を開いて合意形成が図られた。⁽¹⁾

ウ) 経営内容

b組合の構成員は、両集落の生産組合の全構成員31戸（⑦集落22戸、⑧集落9戸）であり、彼らの所有地および借地をあわせ48haを経営している。前述のように他集落からの入り作地約3haを除いて、集落内の全農地がb組合に集積されている。

2010年度の作付けは、水稻33ha、転作大豆12ha、タマネギ2.7ha、水稻と大豆の裏作として大麦33ha、小麦12haである。水稻は、JAの指示でB地区ではうるち米ともち米を半々にしているが、b組合では6：4の比率で、うるち米を多く作付けしている。2008年からは水稻直播（乾田直播）の試験栽培を1ha実施している。

転作はブロックローテーションで実施している。その計画は、以前は集落（生産組合）単位で行われていたが、b組合が設立されて以後は、同組合内に両集落合同の委員会を設置して計画を立て、実務はb組合が行っている。

大豆は、4haは通常の大粒大豆であるが、8haはモヤシ用の小粒大豆（すずおとめ）である。構成員の紹介から、モヤシメーカーとの契約栽培で小粒大豆を生産し、JA経由で販売しているものであるが、2011年度にはすべて小粒大豆に転換する予定である。タマネギは2008年から作付をはじめて、面積を徐々に拡大し（2008年10a、2009年70a、2010年270a）、トンネルでの促成栽培や早生から晩生まで数品種の露地栽培により、収穫時期の分散を図っている。

農業機械は、田植機3台（8条2台、5条1台）、自脱型コンバイン3台（6条2台、3条1台）を所有し、田植から収穫までの作業を実施している。さらに大豆専用コンバイン（40ps）を1台を所有している。以前は、B地区全体を対象とするB大豆組合に加入していたが、前述の小粒大豆の収穫に対応するため、組合を脱退し、独自に大豆コンバインを1台購入した（原資の1/2は県単事業、1/2はJAの融資）。さらにタマネギ栽培用に、歩行型のポット式全自動移植機1台（200万円）、収穫機（100万円）を所有している。

b組合では7人の認定農業者（⑦集落5人、⑧集落2人）を含む全農家が農作業に参加する

こととしている。農作業従事者は後継者を含めて23人であるが、組合はオペレータを原則として60歳定年としており、40歳代と50歳代の各4人が育苗（2010年産から）と耕起から収穫までの作業の中心となっている。さらに20歳代、30歳代の兼業従事者各1名をオペレータ養成の「見習い」としている。他方、男性の60歳代1名、70歳代11名や女性は補助作業やタマネギ栽培の作業に従事している。オペレータや補助者の従事時間は、各農家の耕作面積に比例するように割り振っている。賃金は時給で、オペレータ作業1千500円、補助作業1千円、タマネギの作業800円である。

耕起・代かき作業は組合では行わず、農家個々が自家所有のトラクタで従来どおり作業している。高齢化等で作業が困難となった構成員は、他の構成員農家に作業委託することとしている。防除作業は生産組合で実施し、水稻の肥培管理（追肥）、水管理、麦の管理、田の畦草刈り等の管理作業は、個々の構成員が実施する。なお、道路沿いや幹線水路沿いの草刈りや農道管理（砂利敷設）は、非農家も含む自治会として農地・水・環境保全向上対策の中で実施している。

エ) 今後の課題

b組合は、任意組合であるものの、米麦・大豆ともに完全なプール計算を費用・収益ともに行っており、純利益は、面積割りで各農家に支払っている。2009年度の配分は10a当たり89,100円である。オペレータ作業や補助作業への支払いは労働に応じて支払われているが、先述のようにその従事時間は各農家の耕作面積に応じて割り当てられている。こうしたことからb組合では、土地面積に応じた配分を基本としている。

ところが水稻の肥培管理、水管理は個々の農家が実施することから単収差が生じるため、単収が高い農家から苦情が出る。このため、b組合では追肥を配給し、肥培管理の作業基準を設けて単収の平準化を図っている。

集落内の農地は入り作地を除きb組合に集積されている。b組合の設立以後、新規の農地貸借は組合で調整することとしたため、高齢者等のリタイアに伴う今後の離農者の農地は、b組合が引き受けることになる。既存の貸借は当事者に任せているが、2010年には、⑤集落の農家へ貸していた⑦集落の農地2haについて、構成員である貸し手農家は、利用権の再設定を行わずにb組合の経営に編入した（経営所得安定対策の生産条件不利補正対策部分は借り手農家が継続して取得した）。こうした集落内農家の農地における規模拡大も今後は一部にあると考えられるが、集落外の農地への規模拡大は困難である。

このため組合長はタマネギや小粒大豆の栽培面積を拡大し、収益の増加と高齢者の就業場所の拡大を図っている。定年退職後に農業就業の度合いを高める構成員も多く、彼らをタマネギ等の栽培に向かわせることは有効であると考えられる。

現在、40歳代以下のオペレータが6名おり、今後10年程度はオペレータや補助作業者の確保が可能であり、オペレータの60歳定年制により後継者層の農業就業が促され、世代交代もスムーズに行われる可能性がある。また、オペレータが十分確保されているため、直ちに法人化に向かう必要がないと組合長は考えている。耕起・代かき作業は個々の農家に任せて、ぐるみ型で集落営農を運営していこうという路線の先には法人化が考えられない、

ということでもあると考えられる。

しかし、高齢化によるリタイア、家としての農業継承の困難から、⑧集落ではオペレータが既に1名となっている。今後、耕起・代かき作業の実施が困難となる農家、さらには離農が増えるならば、耕起・代かき作業を組織で行う必要、さらには農地を組織で預かるための法人化についても必要になってくるだろう。

(高岸 陽一郎)

ii) オペレータ農家 g 氏

ア) 耕作内容(規模・作目、従事者)

⑦集落のg氏(55歳)は、水田2.8ha(自作地1.6ha、借地1.2ha)を耕作し、水稻1.2ha、転作として大豆1.6ha、裏作として麦類2.8haを作付けしている。3戸からの借地は全て⑦集落内にあり、利用権設定せずに相対での借地である。g氏は認定農業者であるが、佐賀市内の電機工場へ通年勤務する兼業農家(第2種兼業農家)であり、農作業は休日と有給休暇をとって従事している。農業従事は、本人が機械作業等の基幹作業を行うほか、妻(50歳)が補助作業、同居する長男(23歳学生)・次男(22歳学生)が農繁期のみ手伝いを行う。所有する農業機械はトラクタ1台(41ps)のみであり、耕起と代かきを行う。

イ) 集落営農組織との関係

⑦集落の認定農業者5人の中で、g氏の経営面積は2.8haで最大規模である。g氏は、b組合のオペレータとして稲・麦・大豆に年間約10日従事(水稻の田植、防除各1日、収穫2日、麦の播種2日、収穫1日、大豆の播種、防除、収穫各1日)するとともに、タマネギ作業にも従事している(日数不明)。

ウ) 耕作の特徴と今後の課題

g氏は兼業先の定年退職が4年後なので、それを機に農業に注力したいと考えている。以前は個人で施設園芸の導入を考えていたが、集落営農組織が設立されたので、自家農業の拡大ではなく、b組合が生産するタマネギ生産の拡大等に応じて夫婦の従事量を増やす予定である。

また、2011年4月より長男と次男が就職する。今後の勤務状況次第で、将来的にどちらかが農業を継ぐことを期待している。b組合はオペレータの原則60歳定年制を掲げているために通年兼業の後継者が従事しやすい環境にある。

(杉戸 克裕)

iii) オペレータ農家 h 氏

ア) 耕作内容

⑧集落の認定農業者のh氏(50歳)は、運送会社のドライバーとして常勤しながら、水田2.9ha(自作地1.7ha、借地1.2ha)を耕作する兼業農家である。2010年度の作付けは、水

稲1.4ha，大豆1.4ha，裏作として大麦2ha，小麦0.8haである。借地の地主は，集落内の3名の土地持ち非農家であり，圃場は比較的まとまった位置にある。

農作業は，h氏が中心に担い，父（78歳）とパート従事の妻（41歳）が補助作業を担当している。父は，イチゴを10a栽培するなど経営の中心であったが，高齢のため数年前にリタイアしイチゴ栽培も中止している。

所有する農業機械はトラクタ1台（26ps）と管理機であり，耕起，代かき作業を個別に行っている。

イ）集落営農組織との関係

⑧集落には農家が6戸いるが，b組合ではオペレータを60歳定年制としているため，オペレータ従事はh氏のみとなっている。h氏は，オペレータとして年間20日程度従事（時給1千5百円）し，妻は補助作業に年6日程度従事（時給1千円）している。

ウ）耕作の特徴と今後の課題

⑧集落内の農家6戸のうち，2戸は既に機械作業には従事せず，1戸は70歳代で跡継ぎが他出，1戸は80歳代が農作業を実施（経営主名義は独身の娘）していることから，10年後に農業を継続する農家は，h氏を含む2戸の認定農業者に絞られる。今後，集落内の農地はその2戸に貸付されるものと予想され，そうした農地の耕起・代かき作業に加えて，オペレータとしての作業量も増加するものと思われる。

h氏の今後の農業は，b組合のオペレータ従事等を拡大するであろうと考えている。さらに，兼業先の退職後には，イチゴ栽培を再開しても良いと考えている。今後，離農が進行するに伴い，将来的には耕起・代かき作業も組織が実施するであろうこと，また法人化も必要になるであろうと考えている。

（高岸 陽一郎）

（iii） c 組合

i） 集落と c 組合

ア）集落の概況

B地区西部には6つの集落があるが，B地区の中心部の2集落は既に農家がないため，生産組合があるのは③集落，④集落，⑤集落，⑥集落の4集落であり，各集落内の農地面積（属地面積）および生産組合員数は③集落が約24haで8名，④集落が約11haで9名，⑤集落が約8haで6名，⑥集落が約13haで3名である。このように，B地区西部の個々の集落（生産組合）は，農業集落としてはいずれも小規模であり，4集落合計しても農地面積は56ha程度（そのほとんどが田であり，畑はごく僅か），生産組合員数は26名に過ぎない。転作は，4集落で話し合いのうえで転作地を近接させ，その後は各集落内で調整する。なお，水田は1984年に基盤整備が終了しており，30 a 以上の区画が7割程度を占めている。

イ） c 組合の特徴と活動状況

B地区西部では、4つの集落の生産組合員26名のうち18名でc組合という集落営農組織を2007年に設立している。この集落営農の組織化は、経営所得安定対策へ加入することを一義的な目的としている。当初、規模の大きな③集落においては、個人で面積要件を満たす認定農業者（現組合長）を除いた形での組織化が検討された。しかし、組織として同対策に加入するために必要な面積が確保できなかったことから、同人を取り込むこととなった。併せて、単独の集落では組織の面積要件を満たせない近隣集落も含めた4集落を範囲とする組織化が図られた。米価等の下落が続く中で、新たに開始される経営所得安定対策への加入は、麦・大豆の所得を確保し、地域の水田農業を維持していく上で必須であり、そのための対応方策が地域で模索された結果といえる。

地区内には7名の認定農業者がおり、4名（③集落1名、④集落2名、⑥集落1名）はこの集落営農組織に参加していて、そのうち最も若いi氏が組合長を務めている。

他方、この組織化にあたっては、4集落で8名の生産組合員が参加していないが、このうち3名（④集落1名、⑤集落1名、⑥集落1名）は認定農業者である個別担い手農家であり、残りの5名はこれら個別担い手農家に所有農地のほとんどを貸し付けている土地持ち非農家もしくは自給的農家である。

組織の集積面積は現在42ha（未加入のイチゴ栽培農家からの期間借地3.5haを含む）であり、概ね地区内の7割の水田を組織が集積している計算となる。2010年産の作付状況は、水稻28ha（約半分はもち米を作付）、大豆10ha、大麦25ha、小麦17haで土地利用率はほぼ200%に達している。組織が所有する農業機械は、田植機6条植1台、自脱型コンバイン（4条）2台、管理機1台であり、この他に田植機6条植2台、自脱型コンバイン（結束機付きの小型のもの）1台をオペレータ農家から借り上げ、水稻の田植と収穫、麦の播種と収穫作業を8人のオペレータで作業している（オペレータ以外は補助作業に従事）。同組織では、今後、個人所有の機械は更新しないことを申し合わせており、2010年度から3千円／10aを機械更新のための費用として積み立てることとしている。また、2010年産からは、4集落で共同苗代を作って（2009年産は③集落のみで実施）コストの低減にも取り組んでいる。他方、大豆の播種と収穫作業は、B地区全域を事業範囲とするB大豆組合に作業を委託している。そして水稻の耕起・代かき作業、麦、大豆の耕起作業および水田の管理作業（水管理、肥培管理、畔草刈り）は構成農家が各自で行っている（ただし、高齢化・跡継ぎ不在等によって、耕起作業の実施が困難な農家については、組織内の他の農家（認定農家を中心）が個別に作業を受託を行い対応している）。

なお、オペレータの8名は、30歳代1名、40歳代2名、50歳代2名、60歳以上3名であり、40歳代と50歳代の農業専門の認定農業者各1名が中心となっているほか、兼業オペレータ（年間30日未満の従事）ではあるが30歳代のオペレータも確保されている。オペレータの賃金は1千500円／時間、補助作業は1千円／時間である。

c組合の最大の特徴は、米・麦の機械作業は組織として行っているが、それらの費用と農産物（米、麦、大豆）の販売額ともに、組織でプール計算をしておらず、個々の構成員別に個別管理している任意組織だという点であり、米麦の収益は販売額に応じて構成員に

配分されている。また大豆作業は大豆組合に委託しているので、同組合からの収益配分をそのまま構成員に支払っている。そして戸別所得補償モデル対策の交付金は面積に応じて構成員に配分している。このような形態の組織にしたのは、プール計算にすると、自分の田の作業に労を惜しむ人がでる可能性があり、しっかり管理をした者との間で収量に格差が生じるにもかかわらず均一に収益が配分されることで不公平が生じ、組織が崩壊するのではないかという心配からである。これは有志で視察に行った福岡県糸島市の運営方法を参考としている。

ウ) 組織の展開と今後の課題

c組合では、現在、米、麦、大豆にしか取り組んでいないが、年を取っても農業が続けられるように、野菜などの園芸品目を取り入れたいとの意向がある。その候補として、既存作業の負担にならない作物として露地のタマネギ、周年生産が可能なハウスでの小ネギ栽培などが検討されているが、いずれも機械・施設の導入に多額の費用を要することから、現状では具体的な取組は進んではいない。

また、高齢で農業をやめる者（農地は誰かに貸付）が徐々に出てくると考えられることから、ゆくゆくは組織を法人化して組織に農地を集める必要性も一定程度は理解はされている。しかし組織で農産物の販売額や費用をプール計算することへの抵抗感が大きく、当面は現在の個別管理を続けていきたいとする意向が強い。

なお、組織における基幹作業の担い手の確保に関しては、既に、若手のオペレータ（在宅兼業中心の後継者）が何人か確保されていることに加え、5年後、10年後でも定年帰農者（会社を辞めたあと専業になる農家）が出てくるので、これらの者を活用すれば、農作業をする者は変わるが、オペレータなどの農作業従事者数は現在とあまり変わらないのではないかといった見通しを立てている。

最後に、地区内にはB地区全域を範囲とする組織の統合構想を持つ農家もある。経理を共同乾燥施設単位（B地区全域）で一本化し、今の集落営農組織を作業班にすることで、体制変更は可能であるという構想である。そうなれば、農業機械の貸し借りを他の作業班と行うことによって、機械利用の効率化がより一層図れるようになるというものである。しかし現在、同地区には組織に不参加の個別担い手農家（認定農業者）が複数存在しており、規模拡大の意向を持っているこれら農家と今後も綿密な意思疎通を図っていく必要がある。早急な組織統合は、運営形態の異なる他の組織との関係調整に苦慮するばかりでなく、今の組織とこれら個別担い手農家との関係を陰悪にする恐れもあり、今すぐには難しいと考えられている。

（橋詰 登）

ii) オペレータ農家 i 氏

ア) 耕作内容

③集落で唯一の認定農業者であるi氏(44歳)は、水田5.6ha（所有地3.0ha、借地2.6ha）に

において、c組合の構成員として、水稻3.5ha、転作作物の大豆1.6ha、裏作作物の大麦1.6haと小麦3.5haを作付け、個別経営部門としてナス0.5ha（ハウス6棟1,000坪、このうち3棟500坪のみを利用）を作付けており、現在の販売先はすべてJAである。借地は、③集落に2.3ha（地主5戸）、⑥集落に20a（地主1戸）、隣接する市に8a（地主1戸）あり、借地料は2.4万～2.6万円/10aである。

農業従事は本人、父（72歳）と佐賀市内に正社員として勤務する妻（43歳）の3名が機械作業等の基幹作業からハウス内作業まで作業全般を担当する。所有する主な農業機械は、トラクタ2台（31ps, 29ps）、田植機1台（6条）、管理機1台等であり、うち田植機は集落営農組織に貸し出している。

イ）集落営農組織との関係

③集落は、農家8戸のうち6戸がc組合に参加しており、そのうち4名がオペレータとして従事している。非加入の2戸は他集落の個別農家に作業委託している農家である。

i氏は、集落営農組織の立地する4集落の認定農業者7名（うち組織参加は4名）のうち最も若い農業者でありながら、c組合では組合長の職に就き、オペレータとして年間約40～50日従事している。また追肥作業が困難な高齢農家の小麦作付面積を引き受けて大麦作付面積を譲るなど、集落営農組織および地域農業において中心的な役割を担っている。c組合としては、地区内で組織に参加しない認定農業者のうち後継者が就農して規模拡大意欲が強い農家には、個別経営として存続してもらい、組織の経営とは、棲み分けていきたいと考えている。

ウ）特徴と今後の課題

i氏は、県農業大学校卒業後に就農したが、その後15年間他出し、父の病気を機に2006年からUターンして再就農した。当時の経営の中心は施設園芸（ナス）であり、最大で男性4名（通年1名、臨時3名）を雇用したが、利益が確保できないため縮小し、現在では雇用者は無く3棟のハウスのみで栽培している。この間、土地利用型部門の面積は3.5haから5.6haに拡大している。使用していないハウスは、集落営農組織が園芸を導入する際に貸し出そうと考えており、さらにナスに限らず、周年栽培で年4作が可能な小ネギなども選択肢として提案することを検討している。

今後、父がリタイアすると施設園芸の継続が困難になるため、集落営農組織のオペレータ従事を増やす（目標2倍）ことで収益を確保することを検討している。

（杉戸 克裕）

iii) オペレータ農家 j 氏

ア）耕作内容

④集落の認定農業者であるj氏（56歳）は、水田5.2ha（自作地1.6ha、借地1.7ha、特定作業受託1.8ha）を耕作する専業農家であり、2010年度の作付けは、水稻3.6ha、大豆1.3ha裏作麦類5.2haとイチゴ0.2haである。水稻の品種は、うるち米は2009年に「ヒノヒカリ」か

ら「夢しずく」へ転換し、もち米は「ひよくもち」である。借地は③集落にあるが地主は④集落の農家2戸である。

農作業はj氏が作業全般、妻（56歳）がイチゴも含めた補助作業、会社員の長男（32歳）が機械作業やイチゴの定植を行う。イチゴの定植時1日と栽培時に1ヶ月間臨時雇い1人を雇用している。

イ）集落営農組織との関係

④集落の9戸の農家のうち農業生産を行っている農家は4戸であり、そのうちc組合に加入している農家は、j氏を含め3戸である。j氏はそこでオペレータを担い8名のオペレータ中、組合長とともに中核となっている。また、若い構成員農家の機械作業に不慣れな後継者が一人前のオペレータとなるよう教育も担当している。

ウ）特徴と今後の課題

今後ともイチゴを継続し、他の園芸作物を導入する意向はない。B地区西部には認定農業者が少ないので、j氏はこの地域の農地・作業を担う農業者となり続けると予想される。

（高岸 陽一郎）

iv） オペレータ農家 k 氏

ア）耕作内容

⑥集落の認定農業者のk氏（56歳）は、水田4.8ha（自作地2ha、借地2.8ha）を耕作し、水稻3.2ha、転作として大豆1.6ha、裏作に大麦4.8haを作付けしている。借地は、k氏の所在する⑥集落内は0.4ha（地主2戸）のみで、2.5haはそれ以外の3集落（地主4戸）にあって農地が分散している。⑥集落内では、農地利用全体が錯綜していて、農地面積（属地）13haのうち、近隣集落からの入り作者9人がその半分の5haを経営し、逆に⑥集落のk氏を含む認定農業者2戸は近隣集落へ出作している。

かつては父（83歳）が農業を経営し、k氏は植木屋への兼業を主としていたが、父の病気を契機に農業経営を主宰しつつ兼業を継続し、個別展開を目指した。しかし後述するように本人の病気を契機に、現在はc組合に加入してオペレータとなっている。

農作業従事は、本人のみである（2011年度から妻が、パート従事を辞めて農業を手伝う予定）。所有農業機械は、トラクタ2台（32ps, 28ps）、田植機1台（5条植）、麦と大豆の播種機があり、自脱型コンバイン（3条刈）は集落営農組織への参加時点で売却した。

イ）集落営農組織との関係

⑥集落は、農家は階層分化が進み、農家はk氏と後述するd氏の2戸（ともに認定農業者）のみで、土地持ち非農家が5戸いる（他に、農地を所有しない非農家が60戸）。

1998年に⑥集落の2人を含む認定農業者4人で大豆コンバインを購入して、収穫作業の受託を実施、それが発展してB大豆組合となり、k氏は設立時から組合長を務めている。

2007年に⑥集落を含むc組合が設立されたが、k氏はそれには参加せずに個別で営農することとした。しかし病気の後遺症から植木作業の継続や農業経営の規模拡大への自信を失

い、2008年に同組合に加入してオペレータとなった。「何かあったとき」のことを考えると、集落営農組織への加入が安心であるからである。

ウ) 特徴と今後の課題

k氏はc組合の構成員となったが、農業経営の主宰権は本人にある。実際の作業は、米麦・大豆の耕起・代かき、水稻の育苗は個人で実施し、田植、米麦の収穫は集落営農組織のオペレータとして実施、大豆の播種・収穫は大豆組合のオペレータとして、F氏が行っている。加えて、c組合とB大豆組合のオペレータとして、作業従事面積は自ら耕作する面積を超えることとなった。今後は個別経営としての規模拡大を転換して、集落営農組織でのオペレータとしての作業拡大を目指している。

(小野 智昭)

3) 個別経営

(i) d 農家

ア) 経営内容

d氏(53歳)が居住する⑥集落は、江戸時代に支藩の居館跡(現在はB公園)があり、古くからB地区の中心地として栄えてきた。そのため住宅地も多く、集落内の居住戸数は60戸を超える。このうち、農家数は2戸(ともに認定農業者)と少なく、集落内の農地面積(属地)も13ha程度である。ただし、農地は1984～85年に基盤整備事業が完了しており、そのうち30a以上区画がほとんどであることから、土地条件は良いといえる。先述のように集落内の農地面積13haのうち、約半分は集落内の認定農業者の2人(d氏とk氏)が担い、残り半分の農地は入り作者(9人)が耕作している。なお、転作は、先述のように4生産組合で話し合いのうえで転作地を近接させ、その後は各生産組合内で調整するが、⑥集落に関しては、2人の認定農業者で転作地を調整し、各自がそれぞれ転作に取り組んでいる。

経営主が本格的に就農した15年前の経営規模は4haであったが、就農に伴って園芸作を導入するとともに、米麦作の経営規模を拡大した。現在の経営面積は10ha(自作地2.5ha, 借地7.5ha)であり、さらに水稻2.5haと大豆0.5haの特定作業受託と裏作麦の期間借地2haがある。借地の所在地は集落内3haで、他はB地区全体(一部は地区外)にわたり、地主は15戸(B地区外2戸)、農地は50筆を数える。2010年産の作目別面積は水稻(主食用のみ)7ha, 大豆4ha, 露地野菜1ha, 裏作の大麦8ha, 小麦4haである。露地野菜はキャベツ, トレビス, カリブロ等である。作物はすべてJAを通して販売している。農作業受託は、2戸から水稻の田植・収穫作業2.5ha, 1戸から大豆の播種・耕起作業0.5haである。

農業専従のd氏の同居家族は、妻(50歳)、会社員の長男(25歳)と次男(23歳)、農業大学校に在学する三男(20歳)である。農作業は経営主が全般を担当し、妻が補助作業を行う。また子どもたちは仕事や学業の合間に農作業を手伝っており、このうち三男は2011年4月から農業後継者として就農する。

農業機械は、トラクタ4台（55ps1台，46ps1台，26ps2台），田植機6条植，自脱型コンバイン（4条刈）が各1台である。

2009年度の農産物販売金額は900万円（うち米が500万円，麦・大豆が300万円，野菜が100万円）であり，その他に産地確立交付金や経営所得安定対策交付金等の助成金が1,500万円となっている。

イ）集落営農組織との関係

経営主は集落営農組織（c組合）には加入しておらず，個別で経営展開をしている。しかし，B地区ライスセンターの役員を担っていて，建設会社勤務の経験から機械のメンテナンスが得意なため，ライスセンターのオペレータ長（兼幹事）を務める。米麦の収穫期には，自家農業の作業中であってもライスセンターの故障等に対応するため，中断を余儀なくされることが多い。特に収穫時期の半分はライスセンターにかかりきりとなる。また大豆機械利用組合の所有するコンバインのメンテナンスも担当している。

ウ）特徴と今後の課題

農業後継者（三男）の就農に伴い，面積規模拡大が必要であるが，集落営農組織が農地を囲い込んでいるため農地が動かないといった制約が大きく，農地集積は容易ではない。現状では園芸部門（当面はトレビス）を拡大する予定であり，今後は，施設園芸の導入も視野に入れている。また収穫期には後継者に自家農業を任せ，d氏自身はライスセンターのメンテナンス業務に注力する意向である。

借地料は，経営主が本格的に就農した15年前をピーク（10a当たり3.6～4.0万円）に徐々に低下し，現在は10a当たり2.5～2.6万円（≒標準小作料）となっている。今後も借地料は低下する傾向にあるが，地権者が負担する土地改良賦課金と共乾施設利用料とを合わせた10a当たり2万円前後が地権者にとっての小作料のボーダーラインのようであり，こうした小作料の下限意識からは大幅な小作料の減額は難しい。d氏のように，個別経営で規模拡大を図るには，借地料負担を考慮に入れる必要がある。

d氏は地区全体に及ぶ圃場の立地や農業後継者の就農という事情もあり，地区全体の営農について関心が強い。米と麦ではライスセンターで通帳が一本化していることから，それに大豆も取り入れてはどうかと地区会合で提案したが，賛同を得られなかった。集落営農組織は集落の範囲で完結しており，個別経営も含めた地区全体にわたる農地利用や作業の共同化等をどのように展望するのが課題となっている。

（江川 章）

（ii） e 農家

ア）①集落の概況

①集落は，B地区の北東部に位置し，管内の水田面積（属地）は30haで，農家戸数は8戸，非農家は24戸（うち土地持ち非農家は18戸）であり，農業従事者が65歳以上のみの農家が4戸である。なお，①生産組合の構成員は10戸であり，生産調整に参加していない農

家1戸および形式上は米穀商に農地を貸しているが実際は自作する1戸（土地持ち非農家としてカウント）の計2戸は未加入である。生産調整は揚水ポンプの能力に応じて（揚水能力が水稻作付け面積を規定する）、生産組合により大豆のブロックローテーションが計画されている。

①集落では、2001年に①機械利用組合が設立され（構成員は当初12戸、現在7戸）、播種機1台、自脱型コンバイン6条1台を所有し（格納庫はe氏宅）、e氏と他1名（35歳会社員）がオペレータとなり、水稻（収穫）16ha、麦（播種、収穫）25haの作業を受託している。そのため、各農家はトラクタと田植機（共同も含む）を所有し、耕起・田植作業を自家実施している。また、防除はJAを通じて農業機械メーカーのラジコンヘリに委託している。大豆作については、防除はb組合へ委託しており、収穫作業はB大豆組合へ委託している。集落内の入り作は、B地区内から2戸あるが、①集落の農地の多くはe氏1戸に集積されているため、集落営農組織は設立されなかった。

イ）経営内容

e氏（57歳）は、①集落内唯一の認定農業者で、水田16.0ha（所有地2.5ha、借地13.5ha）を経営する大規模農家である。2010年は水稻10.7ha、転作として大豆4.5ha、裏作は大麦のみ15.2haを作付けした。水稻はうるち米ともち米が半々、借地は集落内を中心に行っているが、隣接市にも2.1ha（地主5戸）存在しており、借地料は25,000～26,000円/10aである。農業従事は家族労働力のみであり、経営主が機械作業等の基幹作業を行うほか、妻（50歳）が補助作業、そして、2011年度より次男（20歳）が新規就農する予定である。所有する農業機械はトラクタ2台（50ps, 46ps）、田植機1台（5条：3戸共有）、水稻直播用播種機1台（ショットガン7条）等である。

2001年から水稻の湛水直播栽培を実施しており、2010年のもち米は全量直播栽培であった。裏作は直播栽培と作業時期が競合するため大麦だけにしている。しかし直播栽培は雑草がひどいため、2011年から全て移植栽培に変更して、雑草害が収束するまで直播栽培を停止することとした。そのために2011年に田植機（6条）を新規に購入する。また、2009年から水稻の共同育苗（現在は3戸）をe氏の圃場で実施しているが、直播栽培を止める期間は共同育苗作業が大変になると予想される。

ウ）集落営農組織との関係

①集落では、認定農業者はe氏1名のみであり、集落内の土地持ち非農家を含めe氏に農地を貸している者が多い。2001年に当時生産組合長であったe氏の指導で転作地のブロックローテーションを開始し、それ以後もe氏が転作地を決定している。大規模農家であるe氏は集落の農業の担い手であるため、経営所得安定対策の実施に際しても集落営農組織は設立されなかった。また集落内農家が自作する麦10ha、大豆3.5haについて、書類上はe氏の特定作業受託になっている。

エ）特徴と今後の課題

①集落では、今後10年で3～4戸程度の離農（面積合計3.3～5.3ha相当）が見込まれている。e氏は、後継者の新規就農で労働力に余力が生じたこともあり、隣接市も含め近隣農

地を引き受けて、さらに2～3ha程度規模拡大する予定である。園芸作等の集約作物は、雇用のコストから導入の予定はない。

(杉戸 克裕)

3. 佐賀市B地区における農業構造変化の将来動向

(1) 担い手の現状と農地利用

1) 担い手の現状

B地区では大豆収穫作業の受託組織と米麦の共同乾燥施設（JA所有、農家運営）があり、ともに中大規模の農家が担い手となっている。集落営農組織は、経営所得安定対策以前の2004年に2組織が設立され、対策実施時の2007年に1組織が設立され、現在、7集落に3つの集落営農組織（任意組織）が設立されている。そのうち2組織は集落を越えた範囲で組織されて、他方で、組織のない1集落では、後継者が確保されている16haの大規模個別経営e氏が担い手となっている。転作大豆の作付け地は、a組合がある②集落とb組合がある⑦集落、⑧集落では、ブロックローテーションが実施されている。

集落営農組織は、米・大豆と裏作麦を作付けし、田植機・自脱型コンバイン等の機械を所有して、田植・収穫等の作業を組織で実施している。全戸出役が原則であり、構成員はオペレータ作業や補助作業に従事している。大豆の収穫、米麦の乾燥調製は地区のB大豆組合とB地区ライスセンターに委託していたが、b組合は小粒大豆生産のためにB大豆組合から離脱して、自己所有の大豆コンバインで収穫を行っている。

しかし、各集落営農組織はトラクタを基本的に所有せず、耕起と播種・育苗は構成員が個別に実施している。トラクタ作業を行うことは、農家であることの証であり、集落営農組織に参加してはいてもトラクタ作業を行っている。また、水稻の水管理・肥培管理、水田の畦畔作業も構成員が各自で実施している。高齢化によってこうした作業が出来なくなった場合には、他の構成員が受託したり借地したりしている。

他方で、3集落営農組織は農産物販売額等の収入や支出を組織で管理して、収益を構成員に配分しているが、その収益配分方式が異なっている（第Ⅱ-2-18表）。

第Ⅱ-2-18表 販売管理方式と地代等

組織名称	オペレータ時給 (円/時)	収益配分	
		大豆	米・麦
b組合	1,500	面積割り	面積割り
a組合	1,300	面積割り	収量割り
c組合	1,500	個別	収量割り

資料：実態調査結果による。

b組合は大豆・米麦ともに収入・費用を組織でプールして、年度末に収益を各構成員の

農地の面積割り方式で配分しており、2009年度は大豆・米麦を合わせて、10a当たり89,100円を配当した。

a組合は、農地に対して10a当たり3万円の地代を支払っており、加えて年度末には大豆は面積割り、米麦は構成員個々の収量に応じて収益を配分している。c組合は一律の地代支払いはなく、年度末に米麦は収量に応じた収益配分を行い、大豆は組織としての作業がないので、大豆受託組合からの収益配分を費用を差し引かずにそのまま構成員に支払っている。なお、いずれの組織とも経理は構成員が担当している。

オペレータは、b組合は22人であるが、年間30日以上従事者はいなく、「ぐるみ型」集落営農組織の性格が強い（前掲第Ⅱ-2-15表）。a組合のオペレータは10人、そのうち年間30日以上従事者は4人で、農業専門の農家（48歳）と自営業のf氏（49歳）、建設業勤務の農家（47歳）、定年退職の農家（59歳）であり、c組合のオペレータは5人、そのうち年間30日以上従事の2人は、ともに農業専門のj氏（56歳）とi氏（44歳）であり、少数の農家が機械作業を担っている。

以上のように、3組織とも組織所有の機械を用いた有償オペレータの作業により生産し、全戸出役を原則に補助作業等を行っていて、協業の実体がある。しかし機械作業のうちトラクタ作業は組織で行わずに個人に任せられていて、協業経営体（任意組織の農家以外の農業事業体）であるとは言い難い。

3組織間にはそれぞれ異なった特徴がある。b組合とa組合は大豆・米麦の共同作業を行っているが、米麦の収益配分やオペレータ出役の仕方が異なる。

b組合は農作業従事は全戸の参加が義務化され、従事日数は面積に応じて割り当てられる平等性を重視している。そして収益は大豆と米麦を合わせて面積割りで配分されている。こうした実態から、トラクタ作業は組織として行っていないまでも、b組合は協業経営体に非常に近い内容の組織であるとも言える。また労働の平等性重視と収益が土地への配分のかたちをとっていることから、b組合は、「むらの論理」を重視した「ぐるみ型」組織の運営であると評価することができよう。⁽²⁾

これに対して、a組合は、大豆は大豆作付面積割りであるが、米麦については収量（販売額）割りで、個々の構成員による栽培管理の労働成果に応じて収益配分に反映させる方式となっている（この場合、機械費用や労働費用は組織全体で計算しているので、いわゆる「枝番管理」方式とは異なる）。こうしたことから、a組合は大豆については作業受託組織、米麦については共同利用組織としての性格を有しているというべきであろう。ただしa組合では、離農者（死亡）の農地2haを組織で管理し、耕起も含めた作業を実施し、生産物は米麦にもプール制を導入することとし、今後の法人化に向けたテストケースとしている。

c組合は、米麦についてはa組合と同じく、機械作業を組織が受けて共同作業を行い、収量割りによって販売額に応じた報酬を得る方式をとっている。ただしc組合のオペレータが少数であり、実態としては少数オペレータによる米麦の受託組織に近い組織になっている。大豆について、構成員はc組合を介して大豆組合へ作業委託をしているだけであり、

各構成員は大豆収量に応じた収益をc組合を介して大豆組合から受け取っていて、c組合は大豆組合への作業委託の仲介機能のみがある。

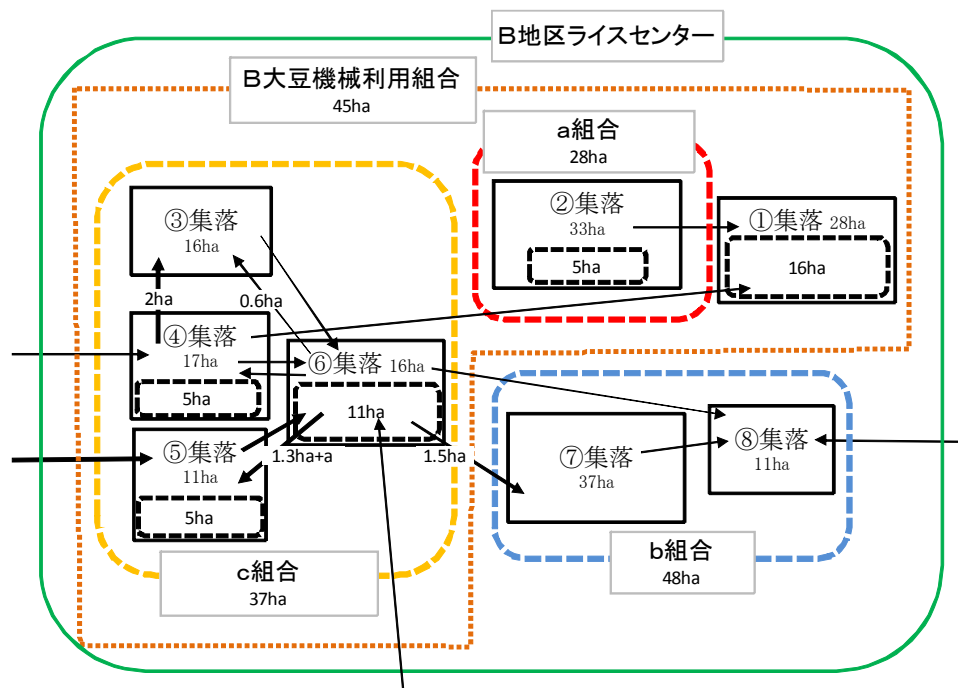
こうしてa組合は、米・麦・大豆の収益は地代として配分する「ぐるみ型」の集落営農組織で、農家以外の事業体に近似した経営体である。これに対してb組合は、大豆は作業受託組織としての性格を有して、その収益は面積に応じた方式であるが、米麦は各構成員の収量差を反映した方式をとっている。そしてc組合は米麦は収量に応じた収益配分を行うが、大豆は作業委託の仲介機能のみとなっている。なお、収量に応じた収益配分は、機械作業を組織が行い、機械・労働費用は組織でコスト計算しているのであって、いわゆる「枝番管理」方式とは異なっている。むしろ管理作業が構成員に任せられている結果として生じる単収・販売額の差、管理労働の差を所得に反映させるための方法である。

各集落営農組織のオペレータの時給を比較すると、a組合が1千300円、b組合とc組合が1千500円である。2010年産米生産費調査の家族労働費の単価が1千400円（10a当たり、24.55時間、34,378円）であることと比較すると、a組合はそれより低く、b組合とc組合がそれより高い水準である。こうした差は、組織の性格差を反映したものと考えることができる。a組合は「ぐるみ型」組織の性格を強く持ち、地代としての収益配分を重視する一方でオペレータ賃金が低い。それに対してc組合は少数オペレータによる作業受託組織の性格を強く持っていて、オペレータ賃金も一定の水準を確保する傾向にあり、a組合も中心的オペレータが少数でb組合に近いといえる。

2) 農地利用

B地区で設立された集落営農組織、個別担い手の関係と、農地利用の様子を示したのが示したのが第Ⅱ-2-7図である。各集落毎に、農家全体の耕作面積と組織非参加の中大規模個別農家の経営面積を図示してある。集落の外側の太点線は、各集落営農組織の範囲と大豆機械利用組合の範囲、一番外側がライスセンターの範囲である。このようにB地区での組織化は、集落をベースとしつつ、集落営農組織による生産、受託組織による大豆収穫と水稻・麦類の乾燥・調製という重層的な構成となっている。図中の矢印は、集落を越えた範囲での出入り作の状況を示している。矢印の先が耕作者の所在地である。④集落や⑥集落の農家への農地集積がやや大きく、B地区外からの入り作は少ない。

B地区における集落営農組織、個別農家の農地集積の様子を示したのが示したのが第Ⅱ-2-19表である（同表のデータは個々の農家の数値を積み上げたもののため、各集落営農組織の経営面積が、前掲第Ⅱ-2-15表や本文の数値と異なっている。）。B地区内の土地利用に関しては、各集落営農組織は自らが立地する集落内でのみ集積を図っており、地区全体での集落営農組織への農地の集積率は67%であり、かなり高い。他方で、17haの大規模個別農家が担い手になっている①集落では集落営農組織が設立されずに、当該大規模農家に農地が集積されている。



第Ⅱ-2-7図 B地区における組織化と出入り作

資料：政策研調査。

注1) 口内は集落名と経営耕地面積， は集落営農組織未加入の大規模農家とその経営面積。

2) 矢印は集落外の農家による入作の状況であり，線の太さは面積の大小を示す。

第Ⅱ-2-19表 B地区における農地の集積状況

(単位:ha、%)

農業集落	属地面積	計	経営面積				入り作	集落営農 集積率	
			小計	集落営農組織					個別 農家
				a組合	c組合	b組合			
計	153	164	110	26	39	46	54	16	67.3
①	30	28	－				28	2	－
②	30	31	26	26			5	0	83.9
③	16	16	16		16			1	100.0
④	11	17	12		12		5	1	70.0
⑤	8	11	6		6		5	4	54.6
⑥	13	16	5		5		11	5	31.0
⑦	37	35	35			35		2	100.0
⑧	8	11	11			11		2	100.0
今後の見込み	…		48	28	39	48			

資料：2000年センサス集落調査、JAさが資料、政策研調査。

ところで、集落毎に集落営農組織への集積割合を比較すると、②集落、③、④集落、⑦、⑧集落のように、集落内の農地のほぼ全てを集落営農組織が集積している集落がある。その一方で、⑤集落や⑥集落のように、集落営農組織の集積率が比較的低い集落には、集落営農組織と中大規模個別農家が併存している。⑥集落のd氏の事例で見たように、後継者

の就農を踏まえて規模拡大の意向があっても、集落営農組織による土地の囲い込みがある中では、農地集積は容易ではない。園芸作の導入などによるビジネスサイズの拡大がひとつの方向であり、もうひとつの方向としてファームサイズを拡大する場合には、集落外への出作、しかも地区外への出作に活路を見いださざるを得ず、集落営農組織によって農地が集積されていないような担い手不在集落へ向かわざるをえないと考えられる。

(2) 農家と担い手の将来動向

高齢農家は、加齢が進んで農作業が困難となり、しかし農業後継者が確保できなければ、農業をリタイアして、農地を貸し付けることになる。その規模がどれくらいであり、どの農地を担い手が受けることが可能であるのか。この点を検討するために、各集落において、今後10年以内に起こるであろう農家のリタイアをヒアリングし、その結果から農業リタイアと農地流動化の予測を試みた（第Ⅱ-2-20表）。

10年後に跡継ぎへの農業継承が必要となり、現時点での跡継ぎ層の農業従事の有無が今後の農業継承に大きく関係してくる。現在の経営主年齢が60～64歳の農家13戸層は、10年後には経営主年齢が70～74歳であって営農継続可能とみられること、しかも跡継ぎの農業従事割合が比較的高いことから、10年後にも農業を継続する農家が9戸、リタイアする農家が4戸で、農業継続の割合が高い。これに対して、経営主年齢65歳以上の農家では、10年後に75歳以上となり、後継者が確保されないと農業継続が困難になるケースが多くある。ヒアリングによると、経営主年齢65歳以上の36戸の農家のうち、現在あとつぎの農業従事がある農家は13戸と、その36%である。そうした農家に加えて、現在はあとつぎ農業従事はないが、あとつぎのUターンが見込まれる農家では、10年後に農業の継続が見込まれるが、それ以外の農家26戸は、10年後に離農し農地貸付へ移行すると見られる。そうした離

第Ⅱ-2-20表 B地区における今後10年以内の農地移動の予測

集落		(単位:戸,ha,%)								合計
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
現在	農家数	8	16	7	9	6	2	19	6	73
	うち経営主65歳以上	4	6	5	4	5	0	8	4	36
	あとつぎ農業従事あり	1	2	1	2	1	-	5	1	13
	あとつぎ農業従事なし	3	4	4	2	4	-	3	3	23
	農家耕作面積 (A)	28	31	16	17	11	16	35	11	164
今後 10年間	離農農家数	3	8	2	5	4	0	3	4	29
	うち現経営主年齢65歳以上	3	6	2	4	4	-	3	3	25
	農地流動化面積 (B)	3	8	3	1	5	-	5	4	29
	うち集落営農組織外	3	0	2	0	0	-	0	0	6
	耕地増減面積割合 (B)/(A)*100	-11.8	-25.8	-20.8	-7.9	-41.4	-	-14.3	-34.0	-17.8
農地集積の担い手		e農家	a組合	c組合			b組合		合計	
現集積面積		16	28	37			48		129	
拡大可能面積		3	0	2～			2～		7～	
農林業 センサ ス(販売 農家)	1995年経営面積 (C)	28	30	18	15	12	...	32	13	159
	2005年経営面積	27	32	15	...	13	...	33	11	163
	95～05増減面積 (D)	-1.4	1.6	-2.9	...	0.8	...	0.9	-2.0	4.0
	95～05増減率 (D)/(C)*100	-4.9	5.1	-16.0	...	6.4	...	2.7	-15.8	2.5

資料:政策研調査、農林業センサス。

注. ラウンドの関係で各農地面積の計と「合計」が一致しない。

農農家は、経営主年齢60～64歳の農家と合わせると地区全体で30戸であり、その貸付面積は29haと見込まれる。それは現在の農家の耕作面積の18%に相当する。1995～2005年の10年間の農地移動が3%であったことに比較すると、この農地流動化はかなり大きな変化である。

将来の農地流動化とその受け手について、さらに細かく見てみる（なお、ラウンドの関係で表中の農地面積合計と一致しないものがある。）。

①集落では、農家8戸、耕作面積28haのうち、経営主年齢65歳以上が4戸、このうち3戸が離農し、3ha（12%）が流動化する。同集落には16haの大規模経営農家e氏がいて、同農家に農地が集積されるとみられる。

②集落では、農家16戸、経営主年齢65歳以上が6戸、このすべてが離農し、耕作面積31haのうち、8ha（26%）が流動化する。a組合の集積面積は28haであるが、それら離農農地は同組合へ貸し付けられる。a組合では、経営主の死去を契機に離農した農家の農地を構成員が借地出来ず、組織として預からざるを得なくなり、法人化を改めて検討しているが、そうした事態がさらに進展するものと推測される。

c組合の集落では、農家24戸、耕作面積59haのうち、経営主65歳以上が14戸、このうち11戸が離農し、全体で9ha（同15%）が将来、流動化する。このうち6haは集落営農組織の構成員の農地であるが、2haは構成員外の農地である（計算が合わないのはラウンドの関係である）。前者の農地はすでに同組織へ集積され、後者の農地は集積面積の増加となっていくと考えられる。しかし9haの農地は他の構成員が借地して、耕起・代かき作業はその借り手農家を実施する必要が生じてくる。現在30歳代から50歳代までの5人のオペレータ（中心は40歳代と50歳代）が借地して、彼らに作業が集中することになると見込まれる。

⑦・⑧集落では、現農家数25戸、耕作面積46haのうち、経営主65歳以上が12戸と約半数いて、今後6戸が離農し、地域全体で9ha（現在の耕作面積の18%）の農地が流動化する。高齢の経営主が多いことから世代交代が大きな課題である。そこでb組合では、オペレータに定年制を敷いて、あとつぎ層の農業従事を積極的に促している。⑦集落ではあとつぎ層の農業従事割合が非常に高く、農業継続割合が高いのは、そうした働きかけが影響していると思われる。

集落営農組織が農地を集積すると考えられる集落では、現在すでに組織として作業を行っている田植や収穫については、各組織で壮年層のオペレータも確保されていることから、10年後にも作業が可能と考えられる。問題となるのは、現在は構成員が個々に実施している耕起や代かき作業である。現行の方式では、離農者の農地は残された構成員が借地して、個々に作業を行うことになるのではあるが、それがどの程度まで可能であるかを見極める必要がある。

4. 佐賀市B地区における農業再編の方向

(1) 集落営農組織

B地区における集落営農組織は、ともにオペレータが厚く存在し、現時点での農家の年齢構成からすると、10年程度は一定数のオペレータによる集落営農が今後も継続すると考えられる。また余剰労働力を活用した園芸部門等の導入も目指されている。

今後のオペレータをどの層に想定するかは重要である。b組合のように、集落営農組織を維持するために定年制を設けて、若い世代の営農参加を促すことは、離農の抑制になるとともに、オペレータの世代交代にとっても重要である。他方で、兼業農家がオペレータの中心であることから、兼業先の定年離職以降に農業従事を増加させたい意向もオペレータにはあり、壮年層とともに前期高齢者もオペレータと想定するのが現状ではオペレータ農家の意向に適合的と考えられる。

集落営農組織は今後どのような展開をするのであろうか。現在は、耕起作業と管理作業は構成員が無償で実施している。しかしどの集落でもすでに高齢農家の割合が高く、構成員の高齢化に伴い、トラクタ作業ができなくなった場合には他の構成員に作業委託し、さらに管理作業も出来なくなった場合には、離農して農地を構成員へ貸付けることとなる。そうした対応が、今後、どの程度可能であるかは、集落内の借地可能農家の存在状況によって異なってくると考えられる。

将来的には高齢農家を中心とする離農の進行が見込まれ、離農に伴う農地流動化が進展する。離農者の農地は、集落営農組織がある集落では、作業は組織に集積されると見込まれるが、農地自体は構成員が借地することとなる。受け手の農家は、離農以前の段階でトラクタ作業を受託し、離農後は管理作業も実施する。これがスムーズに進めば問題はないが、離農者が増えてくれば、離農農地を組織で引き受け、耕起作業や管理作業を組織で担う必要があり、さらには農地の借り受けを組織で行うように法人化が課題となると考えられる。

(2) 個別経営との棲み分けと農地利用調整

集落営農組織がない①集落では、後継者が確保されている16haの大規模個別経営がすでに農業の担い手となっていて、今後もその方向が展望できる。他方で、集落営農組織が組織化されている集落にも組織に参加しない個別経営農家が存在するが、集落営農組織に農地が囲い込まれる状況になっている。このような集落でも、高齢化による今後の農地流動化の進展が見込まれるが、その農地は集落営農組織へ集積される可能性が大きいと考えられる。したがって個別経営が規模拡大する場合には、集落内での農地集積は困難となり、園芸作の導入によるビジネスサイズの拡大を図るか、あるいはファームサイズの拡大を図る場合には地区外へ進出によるしかないと見込まれる。後者の場合も、進出先は大規模経営や集落営農組織のない集落である。そうした農業の担い手がない集落の農地の受け手

として、集落外，地区外の担い手農家は重要である。そこで今後は，そうした地区を越えた農地の引き受けを促進する環境整備が課題になると考えられる。

- 注(1) b組合については，八木敏介「平坦部における集落営農の理念・考え方」（食農資源経済学会『地域シンポジウム資料 集落営農の課題と現状－佐賀県を事例に－』2009年）も参照した。
- (2) 安藤光義「集落営農の持続的な発展に向けて」（安藤光義編著『集落営農の持続的な発展を目指して』全国農業会議所，2006年）。

（小野 智昭）